令和6年度 いのち支える山形市自殺対策協議会

日 時 令和6年8月28日(水) 午後2時~3時30分 場 所 本庁舎11階 大会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

(1) 山形市の自殺の現状について

資料1

(2) 「いのち支える山形市自殺対策計画(第1期)」の取組結果について

資料2

- 3 協議
 - (1) 「いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)」の進捗管理の方法(案)について

資料3

(2) 令和6年度における自殺対策に関する取組(案)について

資料4

(3) 自殺対策に係る発展計画における主要事業としての取組(案)について

資料5

- (4) その他
- 4 意見交換
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年度 いのち支える山形市自殺対策協議会 出席者名簿

No.	団体名	委員(任期:令和5年7月1日~令和7年6月30日)					
NO.	凹体石	役職または職種	氏名	出欠			
1	公立大学法人 山形県立保健医療大学	教授	安保 寛明				
2	山形市医師会	会長	金谷 透				
3	日本精神科病院協会山形県支部	若宮病院 院長	田中 武	欠席			
4	山形市薬剤師会	会員	伊藤 正彦	欠席			
5	山形県精神保健福祉士協会	監事	荒井 さつき	欠席			
6	山形市社会福祉協議会	相談支援課福祉まるごと支援係 係長	長岡 めぐみ				
7	山形市地域包括支援センター	地域包括支援センター敬寿会 保健師	木村 明希子				
8	山形市障がい者自立支援協議会	地域活動支援センターおーる 相談支援専門員	佐田 静枝				
9	山形市民生委員児童委員連合会	常任理事	半田 博隆				
10	認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター	代表	細谷 暁子				
11	社会福祉法人 山形いのちの電話	常務理事(兼)事務局長	永澤 孝				
12	山形地域産業保健センター	登録産業医	武田 由美子				
13	山形商工会議所	常務理事	山口 範夫				
14	山形労働基準監督署	安全衛生課長	鈴木 保				
15	山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)	企画調整部門 統括職業指導官	鈴木 徹夫				
16	山形市小学校校長会	山形市立金井小学校 校長	高橋 浩				
17	山形市中学校校長会	山形市中学校校長会 会長	丹羽 英樹				
18	山形警察署	生活安全課長	鈴木 哲也				
19	山形市消防本部	救急救命課長	清野 康浩				
20	山形県弁護士会	弁護士	及川 善大				
21	山形県精神保健福祉センター	所長	有海 清彦				
22	山形市健康医療部	部長	奥山 泰子	欠席			

事務局

	役職	氏名
山形市健康医療部健康増進課	課長	後藤 好邦
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室室長	川合 尚子
山形市健康医療部健康増進課	課長補佐	斉藤 伸
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室副室長(兼)精神保健係長	佐藤香
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室主任保健師	土田 静花
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室精神保健福祉士	大津 菜月
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室保健師	森 万琴
山形市健康医療部健康増進課	精神保健・感染症対策室会計年度任用職員	渡辺 麻理子

いのち支える山形市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定による「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、関係機関及び関係団体等と連携し、山形市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、いのち支える山形市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - (1) 「いのち支える山形市自殺対策計画」の推進に関すること。
 - (2) 自殺の現状把握に関する情報交換に関すること。
 - (3) 自殺対策に関する意見交換に関すること。
 - (4) 行政、関係機関及び関係団体の連携に関すること。
 - (5) その他本市の自殺対策の推進に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 協議会は、委員25人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 別表に掲げる関係機関及び関係団体に属する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長は、 その議長となる。
- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び委員であった者は、正当な理由なく会議における協議に関して知り得 た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を山形市健康医療部健康増進課精神保健・感染症対策室に置き、 会務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。 (山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱の廃止)
- 2 山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱(平成30年6月27日施行)は、廃止する。

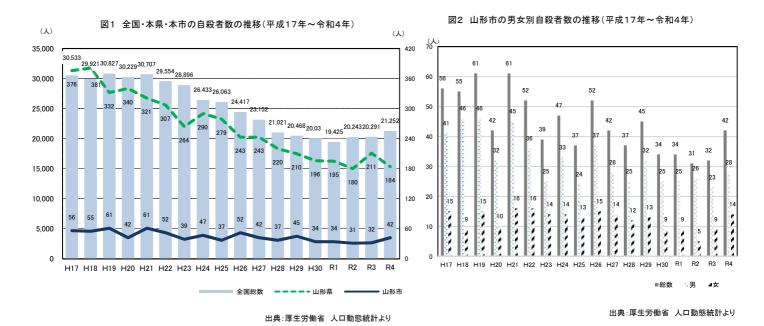
別表 (第3条関係)

137 (N10 VIZIN)		BELZUVER
分 野		関係機関・団体名
学識経験者	1	公立大学法人山形県立保健医療大学
	2	山形市医師会
伊梅,屋屋	3	日本精神科病院協会山形県支部
保健・医療	4	山形市薬剤師会
	5	山形県精神保健福祉士協会
	6	山形市社会福祉協議会
福祉	7	山形市地域包括支援センター
	8	山形市障がい者自立支援協議会
	9	山形市民生委員児童委員連合会
地 域	1 0	認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター
	1 1	社会福祉法人 山形いのちの電話
	1 2	山形地域産業保健センター
兴 岳	1 3	山形商工会議所
労働	1 4	山形労働基準監督署
	1 5	山形公共職業安定所(ハローワーク山形)
数 去	1 6	小学校校長会
教育	1 7	中学校校長会
警 察	1 8	山形警察署
消防	1 9	山形市消防本部
司法	2 0	山形県弁護士会
/- Th	2 1	山形県精神保健福祉センター
行 政	2 2	山形市健康医療部

山形市の自殺の現状について

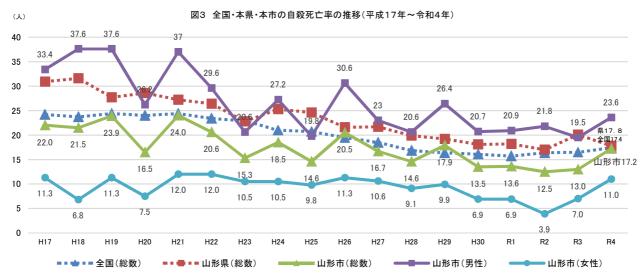
1 自殺者数の推移

- ・本市の自殺者数は、平成21年の61人をピークに経年的に増減を繰り返しているものの長期的には減少傾向にある。
- ・平成30年からは30人台を推移していたが、令和4年の自殺者数は42人と増加傾向が見られた。
- ・男女別では男性の自殺者数が女性の2~3倍で、令和4年は男性28人、女性14人と男性が女性の2倍を占めている。
- ・ 令和 4 年における全国の自殺者数は本市と同様に増加したが、本県は減少した。



2 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

- ・本市の令和4年の自殺死亡率は17.2で全国17.4及び県17.8と同程度となっている。
- ・本市の自殺死亡率は平成30年以降横ばいの状況だったが、令和4年は上昇した。
- ・男女別の自殺死亡率に関しては、男性では平成30年以降横ばいだったが、令和4年は上昇している。また、女性の自殺死亡率は令和3年から上昇傾向にある。全国的に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の原因となり得る様々な問題が悪化しており、本市でも影響していると予測される。
- ・令和4年における全国の死亡率は本市と同様に上昇したが、本県は減少した。



出典:厚生労働省 人口動態統計より

3 山形市と全国との比較について

いのち支える自殺対策推進センターがまとめている「地域自殺実態プロファイル2023」に基づき、 以下のとおり全国と比較した。

平成30年~令和4年の自殺者数は合計160人(男性113人、女性47人)。(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・居住地)」より集計)

(1) 自殺者割合、自殺死亡率(性別・年代別)

自殺者割合(自殺者数全体に占める割合)を見ると、男性では30歳代、50歳代の順に割合が高い。女性では80歳以上の割合が最も高く、続いて40歳代、60歳代の割合が高い。

自殺死亡率を見ると、男性は20歳代、30歳代で全国より高く、女性は、おおむね全国より低いが、20歳代は全国と同程度となっている。

図4-1 全国・本市における性・年代別の自殺者割合(平成30年~令和4年) <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>

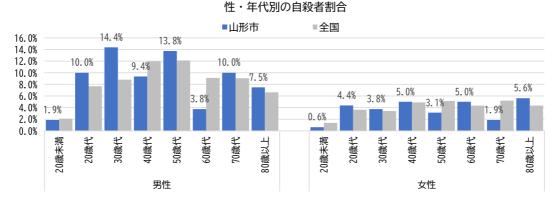


図4-2 全国·本市における性·年代別の自殺死亡率(10万対)(平成30年~令和4年) <地域における自殺の基礎資料(自殺日·住居地)>



(2) 山形市の特徴

上位 5 区分	自殺 者数 5 年計	割合(全国平均)	自殺率* (10 万対) (全国平均)	背景にある主な自殺の危機経路***
1 位:男性 60 歳以上無職同居	24	15. 0% (11. 5%)	26. 7 (28. 1)	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
2 位: 男性 20~39 歳有職同居	19	11. 9% (5. 9%)	24. 6 (15. 7)	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→ パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3 位: 男性 40~59 歳有職同居	19	11. 9% (10. 0%)	14. 8 (15. 9)	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	16	10. 0% (8. 7%)	10. 4 (12. 6)	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位: 男性 20~39 歳有職独居	9	5. 6% (3. 9%)	45. 9 (27. 9)	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。
- *自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は総務省「令和2年国勢調査」を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- **「背景にある主な自殺の危機経路」はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定した。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる 経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意。

「いのち支える山形市自殺対策計画 (第1期)」の取組結果について

第1期計画においては5つの施策の柱、15の施策の方向を施策体系として位置づけ、具体的な取組を進めてきた。また、特に集中的に取組む必要のある施策として、4つの重点施策を設定し、優先的な推進を図った。各数値目標の達成状況は以下のとおり。

※成果指標の達成状況、各課における令和5年度の基本施策等の詳細は参考資料1のとおり。

1 成果指標の達成状況

(1) 達成項目(13項目のうち11項目)

「自殺対策推進庁内連絡会議の開催数」、「市職員のこころ支えるサポーター養成講座受講率」、 「広報・ホームページ等を利用した周知・啓発」など

(2) 未達成項目(13項目のうち2項目)

「住民のこころ支えるサポーター養成講座の受講者数」、「公立小中学校における児童生徒の SOSの出し方教育実施率」

2 課題と今後の方向性

(1) 住民のこころ支えるサポーター養成講座の受講者数

ア実績

策定時	目標値	最終年度		
平成30年	令和5年	令和5年		
1,166名	2,666 名以上	1,869名		

※受講者数は延べ人数

イ 課題

従前市民向けに広く実施していたが、第1期計画以降は市内全域への浸透を踏まえ、相談対応の機会がある福祉事業所等の職員に絞って実施した。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受講者数(延べ)は伸びていない状況である。自殺を取り巻く環境が多様化・複雑化しているため、より必要性が高い対象者に絞り、実施する必要がある。特に有職者の自殺が増加傾向にあるため、今後は企業向けの事業を拡大していく。

ウ 今後の取組の方向性

引き続き企業向けの事業を拡大するとともに、有職者が参加しやすいようにオンラインを 活用し実施方法を工夫していく。

(2) 公立小中学校における児童生徒の SOS の出し方教育実施率

ア 実績

策定時	目標値	最終年度			
平成30年	令和5年	令和5年			
_	全小中学校で実施	小学校 9 校、中学校 1 校(延べ)			

イ 課題

実施校を拡大するため、令和5年度は外部講師だけでなく、担当係の保健師や精神保健福祉士によるSOSの出し方教育を実施したが、現状の人員体制では人員不足のため全ての希望校に対応することは出来ず、全小中学校での実施には至らなかった。

ウ 今後の取組の方向性

実施体制の見直しを行い、担当係以外の保健師も従事することで授業回数を増やす。また 教育委員会や学校と協議し授業日程が集中しないように実施時期を調整する。

参考資料 1

計画進捗管理シート〈基本施策〉

計画における項目	実施内容	計画	担当課	再揭	令和5年度実施状況	令和5年度	達成度
			4			実施状況に関する担当課の評価	(%)
本施策1) 日報の実際を	明らかにし、効果的な施策を	企画・英	施する				
(1) 地域の自殺の実態を 引らかにする	①既存資料の利活用の促進	P.24	健康増進課		国や県、本市の自殺の実態把握に努め、庁内連絡会議やい のち支える山形市自殺対策協議会で報告・共有した。	国や県、山形市の自殺の現状を庁内会議や協議会で報告し、共有することができた。	実施
(2) 効果的な施策を企 順・実施する	②PDCAサイクルを通じ 関連施策と有機的に連携し た施策を展開する	P.24	健康增進課		「穴内連絡会議、自殺対策協議会を2回実施。第1期計画の 進捗状況や課題について情報共有を行うとともに、第2期 計画の策定に向けて協議を行った。	各委員からの意見を聴取し計画の進捗管理をするとと もに、第2期計画の策定にあたり委員の意見を聴取し 計画に反映することができた。	実施
s本施策2)気づき見る	予る人材を育成する	'					
	【 ①様々な分野での「こころ 支えるサポーター」の養成	P.25	健康増進課		【一般向け】 健康経営優良法人担当者や山形障事者職業センター職員、 食生活改善推進員、運動音及推進勇力家に計ら回講座を実 販。計62人が受援した。受講者には北形市こころ支える ボーター手帳と缶バッジを配布した。	オンラインを活用し対象者を有職者に広げて研修会を 開催することができた。	実施
(1) 市民一人ひとりの気 づきと見守りを促す		P.25	健康增進課		・ 原規目用職員、主有子任名を対象に職員等を3周任名の国実施、計210名が受 湯した。 10回送地を行う地会が多い宮口組織担当職員を対象に精神料区師が3周任 市職員、26分回第一次 ・9月の最後を診翻になかせて、原件受損率を終めるエネとしてグループウェ アの自止経験を通り実施に、120分に第11人で ・9集空報告と表別した報告、第12一の第14回作用につる文スをサポーター平 フリーにの指揮が終める場所にかただ。25十三年上 ・ 1回線のここの文スをサポーター最近測や受済を同間、114名の名(消生態度 機能を終く)	職員研修の機会を捉えて実施した。机上研修により全 職員を対象に講座を実施することが出来た。	実施
基本施策3)市民への 種	啓発・周知						
(1) 自殺の現状や自殺対	①自殺や自殺関連事象に対 する正しい知識の普及	P.27	健康増進課		自僚下陸週間や自殺対策強化月間において図書館や密域セントラルアトリ ウムへの展示。市内大学や専門学校等へのポスター送付、施工会議所への ステッカー機管など最先啓発を行った。アトリウム展示では、SJRSKポイ ント事業と協力して実施した。	計画のとおり実施	実施
(1) 自放の現状や自然が 食に関する市民の理解の促 進	②各種メディア媒体を活用 した啓発	P.27	健康增進課		市IPや広報、SINSを通じてメンタルチェックシステムや自 級予防、対策について啓発を行った。 メンタルチェックシステム年間アクセス数62,749件 広報での周知啓発11回 SINSでの周知啓発1回 IPでの周知啓発 (通年)	年間を通してメンタルチェックシステムや自殺予防、 対策について啓発を行った。特に自殺予防週間や自殺 対策強化月間において周知することが出来た。	実施
	①地域における支援策、相 談窓口情報等の分かりやす い発信 ア相談しやすい環境整備	P.28	健康増進課		メンタルチェックシステム利用者には相談窓口一覧にページが移行するよう設定し、相談に繋がりやすいようにしている。	計画のとおり実施	実施
(2) 相談窓口などの情報 発信	①地域における支援策、相 談窓口情報等の分かりやす い発信 イ適切な相談窓口の情報発 信	P.28	健康増進課		和数型の無知用リーフリット、ポスターの配布計115か済(関係機能、即衛係各型は、 ・ 関係各型は、同様の名は、同様のポスター名は25か済(市内大 ・ 専門学院・開係名談等) こころの体温性のからし配布が5900枚(市内大学、専門学校・普及 を多くイントでの機能が設置)の関丸ステッカーシールの配布計1,551か済 ・ にが原や市内の高校、専門学校、大学等に配布しいインの観室に ・ に対象や市内の高校、専門学校、大学等に配布しいインの観室に	若者への周知を強化するためこころの健康相談窓口周 知用ステッカーシールを市内の高校等に配布し、情報 拡散に努めた。	実施

計画の成果指標		※ ○: 目	標値に到達 <:	目標未達成								
成果指標	目標値 (令和5年度)	策定時の実績 (平成30年度)	最終年度 (令和5年度)	状況 (※)	△の要因 今後の課題							
基本施策1) 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する 成果指標:PDCAサイクルを通じ関連施策と有機的に連携した施策の展開												
自殺対策推進庁内連絡会議の開催数												
	2回/年	2回/年	2回/年	0								
	自殺対策推進に係るネットワーク会議の開催数											
	1回/年	(-)	2回/年	0								
基本施策 2) 気づき見守る人材を育成する 成果指揮: 様々な分野での「こころ支えるサポーター」の養成												
住	民のこころ支え	るサポーター養	成講座の受講者	数※延べ人数界	lä†							
	2,666名以上	1,166名	1,869名	Δ	有職者の自殺者が増 加傾向であるため、 有職者向けの調査を 拡充していく必要が ある							
市職員の講座受講率												
	50%以上 (915名 以上)	80名	80%以上 (1,489名)	0								
基本施策3) 市民 成果指標:自殺の		関する市民の理解	の促進									
	広報紙・ホーム	ムベージ・フェイス	スプック等を活用し	た周知・啓発								
	年5回	年5回	年15回	0								
		本市の自殺者 民の自殺予防週間及	所が多い年代40~ 及び自殺対策強化月									
	30%	(-)	38.5%	0								
	メンタルチェ	ックシステム「ここ	ころの体温計」の名	F間アクセス数								
	延45,000件 以上	延37,370件	延62,749件	0								

基本施策4) いのち支える取組の充実

	①心の健康相談の充実	P.29	健康增進課	・精神料医師による精神保健職祉批談を10回(月1回)、ひさこも り相談を9回(月1回)実施した。保護師や精神保護衛祉士による 記念と精神発展と して して の機能が 第一回:全部の任夕日日 第1回:全部の任夕日日 第1回:全部の年3月12日 第2回:全部の年3月12日 議師神料智護師 出席者18名	ハイブリット型(参集、オンライン)の事例検討会を 実施することで、参加しやすいように工夫した。	実施
	②東日本大震災による避難 者への支援の継続	P.30	防災課增 建 健 子課	防災対策課) ・避難を放応されてシー開設日数 305日 ・避難を放応される。日本経送、月2回 ・様々に対しらせを超送、月2回 ・様々に関連を実施(調査内容:こども切が、医通り交流会、クラ プトフェなど、 33回 延べ参加者206人) ・基件の電話に内観を実施し、受影に応じて関係機関につないで 支援支援加した。 (南半英温泉) 避難者能診を実施し、受診者近べる名へ対応した。 (南半英温泉) 避難者における乳幼児健診の設当児なし。	(防災対策課) (健康増進課)計画のとおり実施した。 (母子保健課) 避難者における乳幼児健診の該当児なし。	(防災対策課) (健康増進課) 進課) 実施
(1) 相談支援の 充実	③多重債務の相談窓口の充 実	P.30	生活福祉 課 消費生活 センター	(消費生活センター) ・消費生活・多重債務の相談。必要に応じて関係機関へつないで 支援を実施。64年 法法問題解外のための法律相談。月1回開催 ・第の機関とは務した多重保持者相談地やキャンペーン期間中に おける、無料配金の実施。 (生活種祉課)計画のとおり実施した。	(消費生活センター) (生活福祉課) 計画のとおり実施した。	(消費生活センター) 実施 (生活福祉課) 100%
	④経営者に対する相談支援 の充実	P.31	産業政策 課	令和3年度で事業終了		
	⑤侵性的な疾患をかかえる 患者等に対する相談支援の 充実	P.32	済生館管理 課 がん相談支 援センター 医療相談室	(済生館) 計画のとおり実施した。	(済生館) 計画のとおり実施した。	100%
	⑥法的問題解決のための情 報提供の充実	P.33	市課男参タ健課 門 共セ 単進 単進	(市民相談課) 相談報会となる要因を考慮し法的問題解決を含めた支援が必要な場合はよから開始認可について情報提供を行った。 中談士による相談を月1回(1回の相談につき着大4年) 実施した。 保護者推進) 法的問題解決を含めた支援が必要を場合は法的な相談あ口を高入した。	(市民相談課) (男女共同参画センター) (健康増進 課)計画のとおり実施した。	(市民相該課) (健康輸進課) 実施 (男女共同参揮センター) 100%
	⑦家族や知人等を含めた支 援者への支援	P.33	健康増進課	家族等の相談にも応じ、必要時には家族の集いや相談窓口 を案内した。	計画のとおり実施した。	実施
(2) 適切な精神保健医療 福祉サービスを受けられる ようにする	①うつ病等についての普及 啓発の推進	P.34	健康増進課	こころ支えるサポーター養成講座や精神保健福祉相談等を通じて、 精神疾患のその対応について普及客発を行った。 精神保健福祉制度 ①面接 5階:精粋料屋間による定期報話18件、精神保健福祉士 保健師による組設104年 家庭訪問70件 ②電話相談1853件	計画のとおり実施した。	実施
	②精神科疾患等によるハイ リスク者対策の推進	P.34	健康増進課	患者や家族の相談に対応し、関係機関と連携し支援している。こころ支えるサポーター養成講座や自殺対策強化月間・自殺予防週間等の機会を捉え正しい知識の普及に努めている。	計画のとおり実施した。	実施
(3) 子ども・若者の自教 対策	①学校における子どもへの 支援	P.35	学課社青男参タ健課 教 教年共セ 増 育 育課同ン 進	「学校教育課」会小中学校において、いじか客に関したアンケート 及び職員を実施した。また、生年の実際に応じた「いの方の空間) では、生年の中学校において、実際関心の企業がの確立を 行っている。小中学校・福祉機関の展加の学からの確立を 行っている。小中学校・福祉機関の展加のチラシを発付した。 (社会教育学の生) 少年時度限した。電話相談:88件、メール相談: 30人が、一ルマの相談を実施した。電話相談:88件、メール相談: (男女は同時間センラー) か、中学生を対象にあの大切さを学ぶ出 (男女は同時間センラー) か、中学生を対象にあの大切さを学ぶ出 の情報を選集を (選集を選集) SOSの出し方教育を小学校「投315名、中学校1 校358名に実施、学 を対象による、作和5 年度より市保健館や精神保健福 祉士による授業を実施した。	(学校教育課) いじめ等に関したアンケート及び面 第、学年の実施に応じた「いのもの学習」、教育相談 の学校体制の確立、小中学校・相談機関の周知のテラ シについては計画のとおり実施した。 (対金教育書)9年課 制能件数:計り9年(前年度:120件、1件減)同じ相 協者が複数回組設する傾向が見られた。 (例女共同参加センター)計画のとおり実施 (健康増進課)市保健師や精神保健福祉士による授業 を実施し、実施校数の拡大に努めた。	(学校教育課) (社会教育者)4年課)(健康 増進課)実施 (男女共同参画センター) (100%)
	②若者への支援	P.36	障がい福 祉課	障がい者相談支援事業の継続実施	(障がい福祉課)障がい者相談支援センターで32,102件の相談 に対応。障がい特性に応じた支援を提供することで、障がい者 の負担軽減が図られている。	100%
(4) 勤務・経営問題への 自殺対策	重点施策1参照	P.43~44				
(5) 高齢者の自殺対策	重点施策2参照	P.45~46	i			
(6) 自殺未遂者への支援	医療と地域の連携体制の構 築についての検討	P.37	健康増進 課	自殺未遂者やその家族、支援者の相談に応じ、必要時に関 係機関と連携を図りながら支援した	計画のとおり実施した。	実施
(7) 遣された人への支援	自死による遺族(遺児等を 含む)のニーズに対する情 報提供等の支援	P.37	健康増進課	自教対策強化月間、自教予防週間において自死遺族支援に 関するテランを設置した。 山形市にころ支えるサポーター手帳に掲載し、必要な方が 相談に繋がるように窓口の周知を図った。	計画のとおり実施した。	実施

成果指標	目標値 (令和5年度)	策定時の実績 (平成30年度)	直近値 (令和5年度)	状況 (※)	△の要因 今後の課題				
	のち支える取組の こおける子どもへの								
	公立小中学校における児童生徒のSOSの出し方教育の実施率 金小中学校で 実施 小学校 9 校 中学校 1 校 (延べ) 環境時間 2 単元 1 本の最近れ クラセラントの報道と の機能が必要 いじめ等に関した定期的なアンケートや個別描談等の実施								
		(-)	中学校 1 校	Δ	リキュラムへの組入れ 方及び投業の時期など				
	いじめ等に	関した定期的なア	ンケートや個別面	談等の実施					
	全小中学校で 実施	全小中学校で 実施	全小中学校で 実施	0					
教育相談体制の充実・見直し									
	年1回	状況に応じて 各学校で実施	状況に応じて 各学校で実施	0					
			版やストレス対処2 なの教員及び保護者		多会の実施				
	年2回	年2回	年2回	0					
	ポスター・フ	カード・チラシの、	学校・子ども・乳	家庭への配布					
	・ボスターの配 布: (全小中学校及び 村山地区高等学 校) 67校 ・カードの配布・高るの児 重生後) 29,000枚 ・チラシの配布: 収 重生後の保護者) 20,000枚	・ボスターの配布 配布 を記を 記を 記を 記を 記を 記を の 6 7 校 ・カードの配布: 年2間 3 0000枚 チランの配布: (小1~43の 2 20,000枚	年2回 (小4~高3の児 童生徒) 52,908枚 チラシの配布: (小1~中3の 児 童生徒の保護者) 36,808枚	0					

	①ひきこもりへの支援の充 実	P,38	健康増進課生活福祉課	(生活福祉課) ひきこもり相談長を継続配置し、アウトリーテ支援を行った。 ひきこもり女類検討会議は、つなが以よりそうブラットフォーム会 遠と開始時期、出席者及び内容が重複するため開催ししないことと なった。 (健療・進度) 広研によびきこもりにいいていた。 「健康・進度」 いきこもりにいいての正し、特殊を対象と終り、共和し、実施学習会(緊急が ひきこもりにいいての正し、特殊を対象と共和し、実施学習会(緊急が ひきこもりにいいての正し、特別を対象と対象とが表現される機会 とするもの)を1回 使加着に一緒に対象を対象に大手した。その他、ひき こもり者やその多族や相談内の、訪問な資産を構造した。	(生活福祉課) 75% (健康增進課) 実施
	②生活困窮者の自殺対策(重 点施策3参照)	P.47~ 48			
	③無職者・失業者の自殺対 策(重点施策4参照)	P.49~ 50			
	④消費生活に関するトラブ ルへの対応	P.39	消費生活 センター	消費生活専門相談員による消費生活相談を実施し、必要に 応じて関係機関と連携を図った。	実施
(8) 社会全体への自殺リ スクを低下させる	⑤妊産婦への支援の充実	P.39	母子保健課		実施
	⑤ひとり親家庭に対する支援の充実	P.40	こども家庭支援課	母子父子寡婦自立支援員・女性相談員により、多様化する ひとり親家庭の相談内容に対応した。また、DV相談体数は 令和4年度と横ばいとなってもり、DVの影響を受ける同屋 の子どもへ被害が及ぶことがないよう。同謀のこども相談 をと密に連絡を図って対応したほか、背景や実情によって は、他関係機関と連携を図りながら対応した。	実施
	⑦児童虐待への支援の充実	P.40	こども家庭支援課	妊娠期から子育で期まで切れ目なく支援するために、「こ ども家庭センター」を開放し児童福祉と母子保健双方で一 体的に相談及種を行った、相談にあじた保存提供や支援を行っ た。また、児童虐待に綴りで補拡い相談に対かしており相 試内容に応し関係機関と連携し、コーディネートを行っ た。	実施
基本施策5)関係機関の機 (1) 地球における関係機 関の機能の強化	能強化及びネットワーク体制 ①民間支援団体における自 数対策に関わる人材育成や 相談支援事業等に対する支援	の構築 P.41	生活福祉課 健康增進課	(生活福祉課) 「年度の前半に量層的支援体制整備事業に係る課でワーキン 対象の主体を表しました。 「本との前半に、日級支援体制等の情報共有を行った。また、 各機関の事業内容の理解や多職種協能しよる包括的な進、 はって、アークを精験するため、福祉まるごと会議を開催し、いのち支える自殺対策推進センターから調飾を招き、重備的支援を対象を指しまって、会議を開催し、いのち支える自殺対策推進センターから調飾を招き、重備的支援体制整備事業について、関係を指してもらうとともに多機関コーディネーター及び程祉まるごと相談員の運動報告等を行い、庁内での情報共有を図っ	100%
	②民間支援団体における継 続的な自殺対策の取組への 支援	P,41	健康增進課	た。 - 各機関の役割を把握し、市民への周知を図っている。 計画のとおり実施した。	実施
				(生活福祉課) 新規実施拠点を2拠点で見込んでいたが、新規実施拠点の 立ち上げ実積が0拠点であった。また、令和元年に拠点の お上げがあった第五地区が活動事業としての活動とすでは、 お上があった第五地区が活動事業としての活動とすであった。	

成果指標	目標値 (令和5年度)			状況 (※)	△の要因 今後の課題				
基本施策 5)関係機関の機能進化及びネットワーク体制の構定 成果指標:地域における関係機関とのネットワーク体制の構張									
いのち支える山形市自殺対策協議会の開催回数									
	年1回	年1回	年2回	٥					

2

計画進捗管理シート<<u>重点</u>施策>

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再揭	令和5年度実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)
重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺が	时策							
	①男女共同参画及びワーク・ライフ・パランスの重要性について啓発を図る	P.43	企画調整部	男女共同参画センター		・男女共同参画センター自主企画講座として、男性の京本・育児参画を目的とするイクメン・カジメン・イウジイ講座を3回実施(12/23:12人、2/17:27人、3/24:15人) ・ファーラ市民企画講座として、男性の育児参画を目的とした講座を2回実施(12/16:参加者29人、1/21:参加者29人)	計画のとおりに実施した。	100%
(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向け た取扱の無線及び関係後関との連携	②職場や地域等様々な場所でこころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図る 中小事業所の経営者等を対象に「こころ支えるサポーター養成講座」を実施する	P.43	健康医療部	健康增進課		自殺予防週間や自殺対策強化月間において図書館や嚢焼セントラルアトリウムへ の展示、市内大学や専門学校等へのポスター送付、南工会議所へのステッカー設 電など豊及啓発を行った。アトリウム展示では、SIKSKポイント事業と協力して実 施した。	計画のとおりに実施した。	実施
	②職場や池域等様々な場所でこころの健康づくりについて正しい知識の普及啓発を図る 中小事業所の経営者等を対象に「こころ支えるサポーター養成講座」を実施する	P.43	健康医療部	健康增進課		オンラインを活用し、健康経営優良法人担当者向けに「こころ支えるサポーター 養成講座」を実施した。	計画のとおりに実施した。	実施
	③企業支援・創業支援を行うとともに、関係機関との連携を図る	P.43	商工観光部	産業政策課		経営支援や金融対策などの企業支援・創業支援を行いながら関係機関との連携を 図った。 ・ 新規融資件数 68件 ・ 制度によった ・ 側載セニナ ・ 側載セニナ ・ 側載セニナ ・ 側載セニナ	計画のとおりに実施した。	100%
(2) 勤務問題の理解を深め、相談機関の房知を図る	①相談先情報の周知や勤務問題の現状に関する答発を図る	P.44	健康医療部 商工観光部	健康·普進課 産業政策課	0	(産業政策課) 山形市のホームページ上で、事業者を対象に、働きすぎによる健康障害や適労死 防止に関する情報を提供し、答をを図る。 (健康障違課) 自殺予防遏間や自殺対策強化月間において図書館や震航セントラルアトリウムへ の展示、市内大学や専門学校等へのポスター送付、商工会議所へのステッカー設 整など喜及啓発を行った。アトリウム展示では、SUKSKポイント事業と協力して実	(産業政策課) (健康増進課) 計画のとおりに実施した。	(塵葉政策課) 100% (健康增進課) 実施
(3) 健康経営に資する取組を推進する	①山形県が推進する健康経営の普及啓発に協力する	P.44	健康医療部 商工観光部	健康增進課 産業政策課		(産業政策課)なし (健業地連課)なし (健康増進課)オンラインを活用し、健康経営優良法人担当者向けに「こころ支えるサポーター養成講座」を実施した。	(産業政策課) なし (健康増進課) これまで有職者向けの研修会を実施していなかった が、オンラインを活用することで参加者の負担の軽 減を図りながら実施し、企業の健康経営に寄与する ことができた。	(健康增進課) 実施
重点施策2 高齢者の自殺対策								
(1) 高齢者の自殺対策についての知識の普及・啓発	高齢者やその支援者に対して機会を捉えて情報提供を行う	P.45	健康医療部	健康增進課		窓口担当者向けの「こころ支えるサポーター養成講座や支援者向けの事例検討会 を実施した。	計画のとおりに実施した。	実施
	①高齢者自身も担い手として関わる原場所づくりについて、一定の要件を満たす団体に は、補助や専門職の派遣などの支援を行う。	P.45	福祉推進部	長寿支援課		通いの場や地域支え合いボランティア活動の立ち上げや運営に関する補助や専門機派通の支援を整続するとともに、多様な介護予防・生活支援サービスが利用できる地域づくりに向け、生活支援の担い事業の保証、地域資政開発やそのネットワーク化、ニーズと支援後のマッチングなどを行う第2層生活支援コーディネーターをも知5年度より2名増良し、16人株制とした。また、支え合いボランティア団体の活性化や市民への幅広い周知を目的として、市立図書館で関係、及び市の広報管相「市政の目」での紹介を、補助団体の俗力を得て実施した。	計画のとおりに実施した。	実施
(2) 暦陽所づくり等の推進による社会参加の強化	②生活支援のための担い手養成研修を定期的に実施し、高齢者の社会参加の促進を図る。	P.45	福祉推進部商工観光部	長寿支援課 産業政策課 生活福祉課		(長寿支援課) 訪問型サービスA (緩和された基準によるサービス) の従事者及び一般市民を対象とし、高齢者を支える新たな狙い手を増ゆすために開催した。 既存の研修能で名がなかな地域が動助に繋がらない現状があることから、新たな担い手として市内の専門学校の学生を対象とした研修の実施、生活支援コーディネターと選供の様的の中で地域活動の紹介を示している同目的の研修会への参加を相互でが付けた。 (企業政策課) なし、成功で実施している同目的の研修会へ(企業政策課) なし、(企業政策課) ない。(会議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	(長寿支援課)計画のとおりに実施した。 (産業政策課)なし	(長寿支援課) 実施 (産業政策課) なし
	②原場所づくりを行う社会福祉協議会、高齢者の生きがいづくりや敵労働会の場を提供する老人クラブやシルバー人材センター等の効果的な運営を支援する	P.45	福祉推進部	長奔支援課		を入りラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加機会の増大、健 実潜進等を図った。市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の豊かな経 験と能力を活かした就業機会の確保を図った。	計画のとおりに実施した。	実施

(3) 関係機関の連携した支援	高齢者の分近な相談窓口である地域包括支援センターの体制強化・周知を進めていく。民 生委員や組祉協力再等の地域の福祉関係者、医療・介護サービス事業者等の関係接関で連 携した支援を推進する	P.46	福祉推進部健康医療部	長寿支援課 健康 增 進課	(健康増進課) 窓口担当者向けの「こころ支えるサポーター養成講座や支援者向けの事例検討会 を実施し、対応や相談先について普及啓発を行った。	(健康増進隊) 計画のとおりに実施した。	実施
(4) 介藤着への支援の充拠	①介護を必要とする方やその家族が介護保険サービス等の必要な支援を受け、介護者の負担軽減が図られるように体制の整備を図る	P.46	福祉推進部	介護保険課 長寿支援課	(介護保険課) 介護に関する相談を受けることで、当人の状態に応じた必要な介護サービスや生 方域に関する相談等につなぎ、高齢者の介護に至つわる負担軽減を図った。また、 要介護設定調査時に、必要に応じてケアマネジャーや地域包括支援センターの紹 でを行った。 (長寿支度課)高齢者やその家族に対し、介護、福祉、健康、医療など様々な価 から総合的(出版、介護予防、維持護等)に実現し、住身保し、地域で安心して生活していけるよう支援を行うために市内14カ所に地域包括支援センターを 設置した。また、名地域心弦交後センター間の連携を強化するため、基幹型地域 包括支援センターを1か所設置した。	(介護保険課) (長寿支援課) 計画のとおりに実施した。	(介護保険課) (長寿支援課) 実施
	②地域で安心して生活ができるよう、地域包括支援センター等の相談支援の充実を図ると もに、家族介護者の交流会を実施する	P.46	福祉推進部	長寿支援課	地域包括支援センター等の相談機能の充実を図るため、情報交換会や研修会の開催、業務上の課題業約を実施した。	交流会を除く内容については、計画のとおりに実施 した。	一部未実施
	①青年期から検診・保健指導を受ける機会を提供し、高齢者の健康を損ねる要因となる生活習慣病予防に努める	P.46	健康医療部	健康增進課	(健康増進課) 疾病の早期発見・早期治療のために、若年者(20歳から39歳の会社 等で健康診査を受ける健会のない方)を対象に健康診査を実施した。受診者数613 名(レディース機診含む)	計画のとおりに実施した。	実施
(5) 高齢者等の疾病・健康不安に対する支援	②介護予防教室等で知識の普及啓発を行い、特に高齢者の運動の機会が確保されるよう、 住民主体の適いの場の普及や健康づくり講座等への参加を進める。	P.46	福祉推進部	長寿支援課	聴こえくっきり事業における普及啓発として聞こえをテーマとした「耳からの健 兼講座」、運動や疾病予防等のテーマで介護予防教室を実施した。また、通いの 場については、作業療法上が訪問し、状況を確認した。 「山形市聴こえくっきり事事」の一環で、アプリを活用した聴こえのチェック (ヒアリングフレイルチェック)を実施した。	計画のとおりに実施した。	実施
	③高齢者への訪問やアンケート、我が事・丸ごとの地域づくりに向けた取組等により、早期に高齢者の変化に気づき対応できる体制の構築を進める	P.46	福祉推進部	長劳支援課 生活福祉課	(長寿支援援) 75歳及び80歳の市民にアンケートを実施し、閉じこもりまたは虚 弱と思われたハイリスク者については、地域包括支援センターに情報提供を行っ た。 (生活福祉課) 新規実施設金を2際点で見込んでいたが、新規実施税点の立ち上げ実施が0数点 新規実施設金を2際点で見込んでいたが、新規実施税点の立ち上げ実施が0数点 変ま、今和元年に製点立ち上げがあった第五地区が当該事業としての 活動を実施しない事となった。他、極続製点は計画通り実施した。 (21地区23製 点)	75歳及び80歳の市民にアンケートを実施し、閉じこ もりまたは虚弱と思われたハイリスク者について は、地域包括支援センターに情報提供を行った。 (生活福祉課) 地区の路般の事情により継続拠点数の減少や新規立	《長寿支援課》 実施 〈生活福社課) 25%
重点施策3 生活困窮者の自殺対策							
(1) 条相談支援機関の生活因案に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化	①「自立相談支援事業」を推進するとともに、生活支援や就労支援を継続して行う	P.47	福祉推進部	生活福祉課	計画通り実施した。新規相談件数 749件	計画のとおりに実施した。	実施
	②自立相談支援機関と保健・労働・司法等の関係機関との連携強化を図り、ワンストップ サービスによる支援を行う	P.47	福祉推進部	生活福祉課	相談者の抱える機々な生活課題に対応するため、関係機関と情報共有を図りなが ら連携して支援を実施した。	計画のとおりに実施した。	実施
(2)「生きることの包括的な支援」を行う職員及び 関係者の資質の向上	社会的に孤立した生活困窮者に対し、支援へつなぐ活動が効果的に行えるよう職員及び関 係者の知識・技能の習得を図る	P.47	健康医療部	健康增進課	・新規採用職員、主意界任者を対象に職員研修で講座を3回実施。計210名人が受講した。 ・市民の相談対応を行う機会が多い窓口相談担当職員を対象に精神科医師が講座 実施、13名が受講した。 ・9月の自殺予防週間に合わせて、講座受講率を高める工夫としてグループウェ アの明し研修を登職員に実施した。1,266名受講した。 ・参集型研修を受講した職員、名譲へ一部「山杉市ここを入るサポークよう は「正夫した。 ・市職員のこころ支えるサポーター養成講座受講者年間計1,489名(済生館医療職 を除く)	計画のとおりに実施した。	埃施
	①庁内の自殺担当部署や関係部局において、生活国窮者を把握した場合、生活国窮者自立 支援制度の利用の動容等を行う 生活国家者を自立相談支援機関につなぐ活動が効果的に行えるよう庁内の連携体制を構築 する	P.48	福祉推進部	生活福祉課	庁内関係課に対し生活サポート相談窓口の利用勧奨を行った。	計画のとおりに実施した。	実施
(3) 社会的に運立した生活預察者を包括的に支援す るための庁内選携体制の機能	②複合問題を抱える生活困窮音の情報を庁内関係部署から自立相談支援機関につなげられるよう庁内の連携体制を構築する	P.48	福祉推進部	生活福祉課	年度の前半に重層的支援体制整備事業に係る謎でワーキングを開催し、相談支援 体制等の情報共有を行った。また、各機関の事業内容の理解や多職種拡働による 包括的な選携・ネットワークを構築するため、福祉まるごを提を開催し、いの ち支える自殺が推進センターから講師を招き、運磨的支援体制整備事業につい て、関係系援に理解してもらうとともに多機関ニーディネーター及び福祉まるご と相談員の活動報告等を行い、庁内での情報共有を図った。	によって会議参加者に、より相談支援の連携のイ	実施

	③自立相談支援機関と自殺予防に関する相談窓口との連携を強化する	P.48	福祉推進部健康医療部	生活福祉課 健康增進課		(生活福祉課) 「多様限協権事業」「参加支援事業」「アウトリー子等を通じた総統的支援事業」を一体的に行う組祉まるごと支援事業を支施し、多根開協働事業を主に行う 多規関コーディネーター3名と参加支援事業及びアウトリーチ事業主主に行う組 地まるごと相談員が2名が支援関係機関と連携を図りながら包括的な支援体制を 模築した。 た、重備的支援会議を計15回実施し、庁内や支援機関と連携して支援を行っ た。	(生活福祉課) 計画のとおりに実施した。 支援機関、庁内と連携して取り組むことができた	(生活福祉課) 実施
重点施策4 無職者・失業者の自殺対策								
(1) 失業者等に対する相談窓口の充実	①早期再就職支援等の各種雇用対策を関係機関と連携して推進する	P.49	福祉推進部	生活福祉課		支援調整会議 12回開催	計画のとおりに実施した。	実施
	②失業に直面した際に生じる様々な相談への対応	P.49	福祉推進部	生活福祉課		失業者等に対し、広く相談を受け付けするとともに住居確保支援金を支給した。 住居確保給付金支給法定件数 14件 (新型コロナ自立支援金事業終了)	計画のとおりに実施した。	実施
(2)職業的自立へ向けた岩省への支援	①若年無業者への職業的自立支援を個別的・継続的・包括的に行う	P.50	福祉推進部	生活福祉課			計画のとおりに実施した。	実施
	②無職者・失棄者が社会的に孤立することなく、地域や支援とつながることができるよう、 思場所づくりを推進する	P,50	福祉推進部	生活福祉課		市内のNPO法人に委託し、個別の就労準備支援を182回実施した。	計画のとおりに実施した。	実施

「いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)」進捗管理の方法(案)について

1 基本的な考え方

いのち支える山形市自殺対策協議会等において、重点施策の取組状況や数値目標の達成状況を中心に報告し、意見聴取を行なうことで当該計画を推進していくこととする。

※当該計画の概要は参考資料2のとおり

2 主たる進捗管理の対象

(1) 重点施策

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②市民への啓発と周知、相談支援の充実
- ③児童生徒への心の教育等の推進

(2) 数值目標(自殺死亡率)

自殺総合対策大綱における自殺対策の数値目標「令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させる」と同様の考え方で設定し、本計画の最終年度である令和10年度まで目標値を維持する。

	平成27年	令和8年	令和10年度(計画目標)
市自殺死亡率	16.7	11.7以下	11.7以下

(3) 評価指標

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

項目	令和4年度 (策定時の直近値)	令和5年度 (現状)	令和10年度 (計画目標)
自殺対策推進庁内連絡会議、 いのち支える山形市自殺対策協議会		各々年1回以上	
の開催			

基本施策2 市民への啓発と周知、相談支援の充実

項目	令和4年度 (策定時の直近値)	令和5年度 (現状)	令和10年度 (計画目標)	
自殺予防週間(9月)・自殺対策強化 月間(3月)における、関係課・関 係機関との連携した啓発	実施			
メンタルチェックシステム「こころ の体温計」の年間アクセス数	延 42, 348 件	延 62,749 件	延 45,000 件	

基本施策3 児童生徒への心の教育等の推進

項目	令和4年度 (策定時の直近値)	令和5年度 (現状)	令和8年度 (計画目標)	令和10年度 (計画目標)
児童生徒のSOSの出し方	(小学校)	(小学校)	(小学校)	全ての小中学校で
 教育実施校数	2校	7校	15校	実施
4X FI Z/ME IX 3X		(中学校)	(中学校)	(小学校) 3 7 校
		1校	8校	(中学校) 1 5 校

項目	令和4年度 (策定時の直近値)	令和5年度 (現状)	令和10年度 (計画目標)			
いじめ等に関した定期的なアンケ ートや個別面談等の実施	全小中学校で実施					
子どものこころの健康やストレス 対処法等についての研修会の実施	市内小中学校の教員等を対象に年2回実施					
カード・ちらしの配布による相談	カードの配布(小4~高3の児童生徒)、					
窓口の周知	チラシ配布(小1~中3の児童生徒の保護者)					

基本施策4 自殺対策を支える人材の育成

項目	令和4年度	令和5年度	令和10年度
	(策定時の直近値)	(現状)	(計画目標)
こころ支えるサポーター養成者数	4,973人 (延べ)	6,524人 (延べ)	10,000人以上 (延べ)

3 進捗状況の評価方法

・自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会において、重点施策の前年度 の取組状況や今年度の実施計画、数値目標と評価指標の達成状況を提示し、進捗状況を評価す る。

なお、令和6年度は計画の初年度であるため、今後の進捗管理の方法と重点施策の取組計画について協議する。

・重点施策以外の施策についても必要に応じて協議することとする。

4 進捗管理の流れ

(1) 進捗確認シートの作成(4月~5月)

関係課や関係機関の「生きる支援の関連施策」の前年度の取組状況や事業評価、当年度の実施計画等について担当課で取りまとめを行う。また自殺対策に資する新規事業があれば「生きる支援の関連施策」に追加する。進捗確認シート(案)は参考資料3のとおり。

(2) 自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会において進捗状況を評価する。

いのち支える山形市自殺対策計画(第2期) 概要

1 計画策定の趣旨

本市の自殺対策の現状と課題、施策の方向性を明確に し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、 総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

2 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」 として策定。

「山形市発展計画2025」との整合性を図り、「健康医療先進 都市」の確立に向けて取り組む。

3 計画期間

令和6年度~令和10年度(5年間)

SDGs関連目標

白殺総合対策大綱 (R4.10閣議決定)







4 本市の自殺の現状と特徴

(1) 自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数及び自殺死亡率については、長期的には減少傾向にある が、平成30年以降は横ばいの状況。自殺死亡率は全国や県より低い。 ①自殺者数

【男性】最近10年間では全体の6~8割を占める状況が継続。

【女性】平成30年以降は構ばいの状況。

②年代別の自殺者割合(全自殺者に占める年代別割合)

【男性】30歳代、50歳代の割合が高い。

【女性】20歳代、60歳代、80歳以上の割合が高い。

③自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)

【男性】20歳代、30歳代で全国より高い。

【女性】おおむね全国より低く、20歳代、60歳代、80歳以上が 全国と同程度。

(2) 自殺に関わる対象別特徴

①子ども・若者

山形市では児童生徒・学生の自殺者数の増加は見られず、表面化 していないが、全国の傾向としては増加傾向。

②働き盛り世代

自殺者のうち、有職者の内訳をみると、被雇用者・勤め人の割合 が全国と比較すると高い。

③高齢者

自殺者数の約4割が60歳以上。自殺の原因・動機として、「健康 問題」が最も多く、その多くが高齢者と予測される。

④生活困窮者

自殺の原因・動機として、「経済・生活問題」が2番目に多く、 自殺者の約6割を無職者が占める。

生活保護率は令和3年以降、横ばいから微増傾向に移りつつある。

*地域自殺実態プロファイル2022では、以下を重点的に取り組むこと を推奨している

生活困窮者





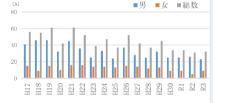


図3 自殺者の年代別内訳(平成29年~令和3年)



5 第 1 期計画での取組みと今後の課題等

(1) 取組み内容

- 1) 自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を設置し、課題や特性を 明らかにした。
- 2) 支援者間で情報共有や支援方法の検討を行い横断的な支援を実施した。
- 3) 広報誌やホームページ、SNSを活用し市民への周知を図り、特に自殺予防週間や自殺対策 強化月間の際には取組みを強化した。
- 4) 若者にも身近なツールとしてSNSを活用した相談を実施し、相談窓口の周知に取り組んだ。
- 5) 関係課や関係機関と連携し、自殺の背景となる要因に応じた相談を実施することで自殺の 危機要因を抱える人を支援した。
- 6) コロナ禍においても研修方法を工夫することで継続的に気づき見守る人材を育成した。
- 7) コロナ禍で増大した生活困窮等、様々なリスクを抱えた市民に対し、相談対応や情報提供 を丁寧に行うことで自殺リスクの低下に努めた。

(2) 現状からみえた課題と方向性

- 1) コロナ禍等の影響を受けた高齢者、生活困窮者、子ども・若者への支援
- 2) 相談窓口情報 (SNSも活用した) の周知啓発や強化
- 3) 働き盛り世代(有職者) へのメンタルヘルスの取組み強化
- 4) 自殺対策を支える人材を育成するため、様々な機会で「こころ支えるサポーター養成 講座」の継続実施
- 5) 対策に携わる保健、医療、福祉等の各関係機関の横断的な連携や情報共有

(3) 自殺の実態を踏まえた「重点的に取り組む対象」

①子ども・若者

本市では増加傾向にはないが、国の自殺総合対策大綱において重点的に取り組むべき対象 とされていることから、取り組みを強化する必要がある。

②働き盛り世代

20歳代~50歳代の有職男性の自殺者が多い。

③高齢者

高齢者の自殺が多い。

④ 生活困窮者

「経済・生活問題」が自殺の原因・動機別で「健康問題」に続き多い。

6 第2期計画における取組み

自殺総合対策の基本方針 (自殺総合対策大綱より)

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 市、関係機関、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

(1)基本理念

高齢者

こころ通わせ いのち支える 想いやりのまち山形市

子ども・若者

勤務・経営

庁内の横断的な連携により、相互補完しながら取り組んでいきます

(2)基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 市民への啓発と周知、相談支援の充実
- 3 児童生徒への心の教育等の推進
- 4 自殺対策を支える人材の育成
- 5 生き心地のよい支え合いのまちづくり

(3) 重点的に取り組む対象

- 子ども・若者
- 働き盛り世代
- 高齢者
- · 生活困窮者

※詳細は裏面参照

(4) 基本施策及び主な取組

基本理念	基本施策 特に強化する項目	施策	重点的に取組む対象	主な取組		
		(1) 自殺対策に携わる保健・医療・福祉	等の各関係機関の連携や情報共有	・「自殺対策推進庁内連絡会議」及び「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催		
	1 地域におけるネットワークの強化	(2) 特定の問題に関するネットワーク活	動の強化	・民生委員・福祉協力員などによる地域での見守り活動 ・各種会議における困難事例の検討		
ろ 通 _章		(1) ICT・AIも活用した相談体制の	整備や周知	・統合型校務支援システムにおける児童生徒の心の健康観察機能等の整備【新規】 ・AIと専門職による孤独・孤立に関するハイブリッド型チャット相談の実施【新規】		
わ	2 市民への啓発と周知、相談支援の充実	(2) 世代に合った相談窓口体制の整備		・自殺対策SNS等相談(生きづらびっと)を活用したつなぎ支援【拡充】		
世		(3) 自殺に関連する対策の市民の理解の	促進	・「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」での普及啓発活動		
		(1) 児童生徒に向けた心の教育		・児童生徒のSOSの出し方教育【拡充】・いのちの学習の開催		
LI	3 児童生徒への心の教育等の推進	(2) 教職員や保護者に対する普及啓発		・児童生徒のSOSの受け止め方教育 ・いのちに関する指導推進事業		
の		(3) いじめを苦にした子どもの自殺予防		・小中学校におけるいじめ防止アンケートの実施		
ち	4 0 20 14 0 7 15	(1) 市民一人ひとりの気づきと見守り意	識の向上	・こころ支えるサポーター養成講座の実施【拡充】		
支章	4 自殺対策を支える人材の育成	(2) 相談員等の資質の向上		・相談員を対象とした事例検討会 ・DV相談窓口担当者研修会		
える			1)子ども・若者	こども家庭センターによる伴走型相談支援おやこよりそいチャットやまがたの運用育児不安軽減や産後うつなどメンタル不調者の早期把握や支援若者相談支援拠点や山形地域若者サポートステーションの周知		
想報		(1) 各世代や状況に応じた支援の充実	2) 働き盛り世代	・ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発事業 ・企業等へのSUKSK出前講座の実施【拡充】		
(1)			3) 高齢者	・住民主体の通いの場づくり ・認知症カフェなどの居場所づくり		
や			4) 生活困窮者	・生活サポート相談窓口やワークステップやまがたの開設		
IJ			5) 女性	・女性の思春期から更年期までの相談		
の	5 生き心地のよい支え合いのまちづくり 		6) ひきこもり	・孤独・孤立対策事業【拡充】		
ま			7) がん患者・慢性疾患患者等	・難病相談 ・がん患者医療用ウイッグ・乳房補正具購入費助成事業		
ち			8) 災害被災者	・県外避難者支援事業・震災避難者健診		
Щ,		(2) 適切な精神保健医療福祉サービスの	提供	・精神保健福祉制度説明会 ・精神保健福祉相談		
形がた		(3)健康・生活・経済・仕事に関する支	援の充実	・SUKSK生活推進事業・健康相談や医療福祉相談		
市電		(4) 地域生活課題の解決に向けた包括的	支援体制の構築	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・福祉まるごと支援事業		
		(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	ための地域医療連携	・自殺企図患者への地域医療連携 ・措置入院患者への退院後支援		
		(6) 遺された家族等への支援		・生活・経済上の問題を抱える自死遺族を対象とする相談や情報提供		

7 数値目標 自殺総合対策大綱における自殺対策の数値目標「自殺死亡率を令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させる」と同様に設定

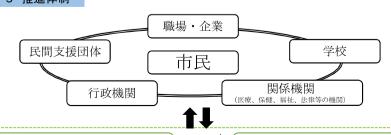
	平成27年	令和3年	令和8年	令和10年
市自殺死亡率	16.7	13.0	11.7以下	11.7以下

8 主な評価指標

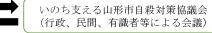
項目	令和4年まで(現状)	令和10年度(計画目標)
自殺対策推進庁内連絡会議の開催 いのち支える山形市自殺対策協議会の開催	各々年1回以上	各々年1回以上
こころ支えるサポーター養成者数(累計)	4,973人	10,000人以上

項目	令和5年度(現状)	令和8年(計画目標)	令和10年度(計画目標)
児童生徒のSOSの出し方教育の実施校数	小学校 7 校	小学校 1 5 校	全ての小中学校で実施
	中学校 1 校	中学校 8 校	(小学校37校、中学校15校)

9 推進体制



山形市自殺対策推進庁内連絡会議 (関係部局による会議)



基本施策 地域に	おけるネットワークの強化	※特に強	住化する項目					1
() 自殺対策に携わる保健・医	療・福祉等の各関係機関							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画]
「自殺対策推進庁内連絡会議」「いの ち支える山形市自殺対策協議会」の開 催	自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を総合的かつ 効率的に推進するため、自殺対策推進庁内連絡会議。や、「いのち 支える山形市自殺対策協議会、を開催し、行政及び関係機関、団体 のネットワーク体制構築、情報共有や施薬の連携を図る。	健康增進課	10-(2)	有	各会議を各 回開催し、いのち支える自殺対策計画(8 期)の取組結果や2期計画の進捗管理の在り方につい て協議した。	表 行政及び関係機関、団体のネットワークの強 化に努めることができた。	各会議を各 回開催予定	
自殺対策計画の策定	本市における自殺の現状や課題をとらえ、生きるための包括的支 接を指進するため、自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計 画」を集定する。	健康增進課		プルダウンリスト ら選択		【記入例】 ●事業実施「有」の場合 ・会議において情報共有や	音見交換を行	【記入例】会議を○回開催予定相談があれば年間を通じて対応する
既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用。 - 厚生労働省人口動総統計や警察庁自殺統計等 - 国の自殺総合対策推進センターや県精神保候福祉センターの自 殺に関する統計	健康增進課	3-(1)		】 実施「有」の場合 を○回開催	い、体制を強化すること ・相談内容に応じて他機関 行い包括的な支援を行う	ができた。 と情報共有を	
地域自殺対策推進会議	地域の自殺対策における課題や取り組み状況等を共有すること で、自殺対策の現状を見直す機会とし、効果的な自殺対策の推進を 図る。	山形県精神保健福祉センター	5- (2)		をとおして相談に応じ、年間△件対応 実施「無」の場合は空欄	●事業実施「無」の場合 取組めなかった理由を入力		
医療・保健・福祉関係関係機関連絡会 議等への支援	医療・保健・福祉関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共 有、協力体制を作る。	山形県精神保健福祉センター	6-(1)					
サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、 サイト管理者等に削除依頼を実施する。	山形警察署	7- (8)					
白殺予告事案への緊急対処	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合 は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山形警察署	7- (9)					
(2) 特定の問題に関するネッ	トワーク活動の強化			•				
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	
要保護児童対策地域協議会の設置・運 営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の鍵やかな成長を図 るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、必要な支援のための連携を行う。	こども家庭支援課	7- (12)					
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	生活福祉課 民生委員児童委員連合会	5- (2)					
山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協動して支援していくため、障がい福祉 サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	障がい福祉課 障がい者自立支援協議会	6-(1)					
生活サポート相談窓口	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごと を感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いなが ら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7- (13)					
我が事・丸ごと地域づくり推進事業	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる 活動拠点を設置、活動拠点において、地域住民等が地域上活躍題を 自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を 構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7-(1)					
福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や障 がい着、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れ た地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制 を推進する。		5- (2)					
基本施策2 市民へ	の啓発と周知、相談支援の充実	※特に強	能化する項目					
(1)ICT・AIも活用した相	談体制の整備や周知							
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	1
山形市くらしのガイドの発行	行政のしくみや市役所における各種手続き方法、助成制度などの 情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるよう暮ら しのガイドを発行する。	広報課	7-(1)					
メンタルチェックシステム「こころの 体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や 落ち込み度がわかるメンタルチェックシステム「こころの体温計」 を市のホームページに設置。	健康增進課	7-(7)					
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接的女支援が必要でかつ本人から情報提供 の問意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関 につなぐ支援を実施する。	健康增進課	11- (5)					

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
認知症早期発見・普及啓発「これって 認知症?」	ホームページ上で家族等の第三者が気軽に認知症について確認することができるシステムである。 認知症間易チェック 「これって認知症 ? を導入し、広く認知症に関する理解や早期対応などに関する意識容免を図る。	長寿支援課	7-(7)				
山形市暁こえくっきり事業	聴こえの大切さ、加齢性難聴、ヒアリングフレイルに関する音及 容発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化し た医、学、産、室の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介 護予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支授課	6- (6)				
支援対象児童等見守り強化事業	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・指数支援を行う。こともの見守り等が必要な世帯には、こともつ窓的対象技(食品等を自宅に属けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭支援課	11-(4)				
伴走型相談支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母 概が他える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、 アブリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母 概の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)				
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる 相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が 受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを 配布する。	社会教育青少年課	11-(2)				
園った時の相談窓口活用ガイドの利活 用	各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成し、関係機関 等に周知配布する。	山形県精神保健福祉センター	7-(+)				
(2) 世代に合った相談窓口体制	の整備						
取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺対策SNS等相談事業における連 携自治体事業(再掲)	特定非常利活動法人自殺対議支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供 の開意を刷った民の方について、内容に応じて市関係課門 につなぐ支援を実施する。	健康增進課	11-(5)				
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE (おやこよりそいチャットやまかた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食助問支援(食品等を自宅に属けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭支援課	11-(4)				
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育で期までの切れ目ない継続的な支援によって、母 概が他える困難で問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ、また、 アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母 観の背児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)				
(3) 自殺に関連する対策の市民	の理解の促進						
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺予防週間及び自殺対策強化月間に おける普及啓発事業	自般予防調問及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺 やうつなどの精神疾患。こころの健康づくりについての正しい知識 を告及診療ださなか。パネル展示や情報診発、ポスター掲示、パン フレット・啓発グッズの配布等を行う。	健康增進課	2-(1)				
心の健康啓発コーナーの設置	毎年自接者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺 予防機関中に、最極者が必ず適る監管約入り口が近に「自殺」「ベ の機争」に開送する回書の特型、ナーチ 巨関は、またのの機能に関 する相談を口を記載したポスター、リーフレットや搭売グッズ等を 投置して、未能者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を 行う。	囚套館	2-(1)				
精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。 内容は援助による講演等で正しいか頭を得る、本人や家族の生活にとって有効な情報使供、参加者日本交流の場を作り、情報交換や今後の繋がる先を見つける手助けをする。	障がい福祉課	2- (3)				
応急手当普及啓発	山形市広急手当管及容急活動実施整綱に基づき、各種広急手当選 習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に 努め、教命率の向上を図る。応急手当講習会を通じ、応急手当の重 要性のほか、命の大切さについても講話の内容に取り入れ、自殺予 防を支援する。	消防本部	2- (3)				
認知症について考えるセミナー	認知症に対する正しい知識と、認知症の方への介護や支援の重要 性について市民の方に広く啓発する。	長寿支援課	2- (3)				
消費者啓発協力員による啓発活動の推 進	消責者アドバイザー及び消費者務発ボランティアの協力により、 消責生活出前講座の実施や地域におけるきめ細かな見守り、声がけ 等の追強機起、必要な方へ消費生活センターの紹介など、地域にお ける容発活動の完実を図る。	消費生活センター	2- (3)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等につい		当国の里点施束番号	事業実施の有無		関係課・関係機関の評価	
心の健康づくり、自殺関連に係る普及 啓発	目板や心の硬度、特定相談寺に係る止しい知識や情報寺について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを通じて提供。	山形県精神保健福祉センター	2- (3)				
山形いのちの電話の啓発普及活動	広報誌・パンフレット・HP・新聞紙面での広報啓発やチャリ ティーコンサート、公開講座の実施。	山形いのちの電話	7-(1)				
基本施策3 児童生	徒への心の教育等の推進	※特に引	金化する項目 かんしゅう				
() 児童生徒に向けた心の教育							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
児童生徒のSOSの出し方教育	小中学生が適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人に S O S を出す)がとれるように支援する。	健康增進課	11-(3)				
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・生活習慣・食育)等の実施。	学校教育課	11-(8)				
いのちの教育	いのちの教育全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を導棄する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会	11-(8)				
薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することに よって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態 度を育てる。	學校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(8)				
小中学生向け自殺防止啓発事業	小中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重 について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を固 る。	男女共同参画センター	11-(8)				
SOSの出し方教育について講師の派 遺や人材の育成への協力	SOSの出し方教育の実施について、講師の派遣に協力するとと もに、人材の育成(学校教員や関係者、市職員など)にも協力す る。	山形県立保健医療大学	2- (2)				
(2) 教職員や保護者に対する普	音及啓発					•	
取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生 令やに関する指導の死鬼を固る。また、各学校においても指導計画 を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施する。	学校教育課	4- (4)	学来 天然の有無		両 1元 章化	
児童生徒のSOSの受け止め方教育	児童生徒が出したSOSを身近にいる大人が受け止め、支援できるようにするための教育。保護者や教職員等の身近な大人がSOSの受け止め方を知ることで、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整える。	健康增進課	4- (4)				
(3) いじめを苦にした子どもの	的自殺予防						
取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における	令和6年度の	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する	令和7年度の実施計画
いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」 「いじめは卑枯な行為である」「いじめはどの児童生態にも、どの 学校にも起こりうち」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自 愛しながら、ここ書ので愛を・安心な社会をいかにしてつくるか という課題に学校として歌組む。	学校教育課 山形市立商業高等学校	当面の重点施策番号	事業実施の有無		関係課・関係機関の評価	
いじめ対策	学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発 見・即時の組織対応・関係裁権関との連携・重大事務発生時の対応 について定め、いじめの未然防止・組織的な即時対応に努める。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(1)				
基本施策 4 自殺対策	策を支える人材の育成						
(1) 市民一人ひとりの気づきと	見守り意識の向上						
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
こころ支えるサポーター養成講座	市民及び市職員、地域の医療・福祉関係機関、有職者等を対象 に、個々人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人 への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施する。	健康增進課	1回の里点地東省で 4-(10)	ず果夫店の竹無		例体部、例称機関の4代面	
(2) 相談員等の資質の向上							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における	令和6年度の	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する	令和7年度の実施計画
事例検討会	自殺未遂者やひきこもりに関する対応事例等の共有、適切な対応 方法の検討、連携の強化を図るとともに、支援者の対応力向上を図	健康增進課	当面の重点施策番号 4 - (8)	事業実施の有無		関係線・関係機関の評価	

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
D V相談窓口担当者研修会	相談窓口にかかる職員、関係機関の職員を対象に、DV防止法など関連法のかかわりを理解し、自殺に繋がりやすい心理状態にある相談者の自殺防止に繋げるための知識等を学ぶ。	男女共同参画センター	4- (8)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		The state of the s	
青少年相談事業(少年相談買研修)	相該員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き 方、現代の青少年の悩みについての研修を実施する。	社会教育青少年課	4- (8)				
ポランティア相談員研修会	ポランティア相談員の継続的な研修活動及び新たに電話相談員に なろうとする方の養成研修の実施。	山形いのちの電話	4- (8)	_			
人材育成(研修事業)	心のサポーター養成ファシリテーター研修、精神保健福祉研修等 を開催する。	山形県精神保健福祉センター	4- (5)				
技術指導、技術援助	関係機関における国難事例への技術援助、ケース検討会等の開催 を実施する。	山形県精神保健福祉センター	4- (5)				
相談支援	薬剤師が投薬時における窓口対応のスキルアップとして、公認の 理士・臨床心理士の講師による研修会等を実施し、薬学的見地の部 分以外で、患者の理・機能的な患者対応・アンガーマネジメント・ ゲートキーパ等・心理学的にも広義を知識を習得し、結果的に自 般のリスクの軽減に繋げる。	山形市薬剤師会	4- (12)				
基本施策 5 生き心は	也のよい支え合いのまちづくり						
(1) 各世代や状況に応じた支援	の充実						
I) 子ども(親子への支援含む) · i	告者		※重点的に取組む対象				
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
子ども(親子への支援含む)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•				
児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に投 え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、子ども家庭総合 支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。	こども家庭支援課	7-(1)				
こどもショートステイ事業	保護者の病気、出意、家族の介護、冠蟾類祭、故労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、市が委託する児童秘証機等において、ショートスティ事業(日中・前沿の預かり)とトワイライ・多業(役間預かり)により、一時的に児童を預かる。 (季前登録制)	こども家庭支援課	11-(4)				
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	こども家庭支援課	11-(4)				
山形市健やか教育手当支給事務	再親のいない児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の救 育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し手当を支給する。	こども家庭支援課	11-(4)				
支援対象児童等見守り強化事業 (再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支廉につなげることを目的として、LIME (おやこよりそいチャットやまがた) による情報発信・相談支援を行う。こともの最守り等が必要な世帯には、ことも電波が同支援 (信託を) にこれながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ) につなげる。	こども家庭支援課	11-(4)				
特別児童扶養手当	心身に重度又は中度の障がいをもつ20歳未満の児童を兼育して いる父母又は養育者へ支給する。	障がい福祉課	11-(4)				
摩がい児福祉手当	心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を 必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給する。	障がい福祉課	11-(4)				
山形市重度心身障がい児福祉手当	心身に降がいをもつ20歳未満の在宅の児童で、降がいの程度が 特別児童扶養手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手 当が支給停止または受給できない養育者に支給する。	障がい福祉課	1 = (4)				
学校向け消費生活出前講座の実施	消責者トラブルの未然防止に向けた若年者への消費者教育の推進 を図るため、消費生活専門相談員が学校に出向き、出前消騰を実施 する。差者の消費者トラブルは変を続せ、「今年4年月日に戊 年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の消費者被害の 増加が懸金される。消費者教育を早期に実施し、対応方法や相談先 等の加適苦得を図る。	消費生活センター	11-(2)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学開助世帯の希望者に対し、子どもの学習・ 連路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集 台型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	生活福祉課	11-(4)				
放課後児童健全育成事業	小学校に駐学している児童で、その保護者が労働等により昼間変 庭にいないものに、投業終了後や夏休みなどの長期休業中に適切な 遊び及び生活の場を与えて、その候金な育成を図る。	保育育成課	11-(4)				
自殺対策SNS等相談事業における連 携自治体事業 (再掲)	特定非常利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接伸な支援が必要でかつ本人から情報提供 の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関 につなぐ支援を実施する。	健康增進課	11-(5)				
こころの健康相談窓口の問知	電話や集所相談の他、多様なニーズに対応するため、SNS等を 活用した相談やつなぎ支援について積極的に周知する。 ・行政窓口、高校大学、関係機関、商業施設におけるステッカー シールの設置。 ・市報やボームページ等での用知	健康增進課	11-(5)				
離乳食教室	離乳食の進め方について、学ぶ機会を提供するだけでなく、離乳 食や育児に関する悩みについて相談を受け、必要時識切な相談窓口 につなげる。また、参加者同士が交流することで、仲間づくりの場 とする。	健康增進課	13-(1)				
子育ではあと相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした公認心理師による子育で 相談。育児不安やストレス等への適切な対応と支援を図る。	母子保健課	7 – ()				
幼児発達相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした発達相談。保健師により 発達検査を実施したあと公認心理師による相談を実施する。	母子保健課	7-(1)				
乳幼兒健康診查	乳効児健康診査において、育児や発達に不安や困難を感じている 保護者に対し、関わり方を助言するとともに、總統フォロー等につ なげることで、保護者の質別不安の経版と適切な支援を図る。 また、発達研いを指えた人や家族は、日常生活を持っな生きづ らさを抱えている。1歳の6月界、3歳別、5歳児健療診査に公認 の理師を配置、発達・育川に関する相談を受けば、相談内容に 成じて支援方法を決定し、必要な機関への紹介や継続フォローにつ なげることで発達障がい児の早期発見、早期支援を図る。	母子保候課	7-(1)				
乳幼児健康診査(個別相談)	4か月児健康診査、9か月児健康診査 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	母子保健課	7-(1)				
こんにちは赤ちゃん事業	訪問を行うことによって、問題を抱えながらも支援につながって いない家庭を把握し、育児で家庭が抱える国難や問題点について通 切な支援に繋げることで、母親等の自殺リスクの軽減を固る。	母子保健課	13-(1)				
伴走型相談支援事業 (再掲)	妊娠期から子育で期までの切れ目ない継続的な支援によって、母 親が抱える国難で問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ、また、 アプリ滋用により、気軽に背見相談ができるようになることで、母 親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)				
育児支援家庭訪問	妊娠・出産はホルモンバランスの著しい変化に伴い、心身に急致 な変化ともたらし、メンタル不調を生じやすい、初回訪問時に支援 者が共通の尺度で変勢に与戦のメンタルへ入るを評価すること て、潜在化する産後うつ等の問題を把握し、支援に繋ぐことで自殺 リスフの軽減を回る。	母子保健課	13-(1)				
産後ケア事業	核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産 婦やその家族を支える力が繋くなってきている。妊娠、出産・子育 てに係る妊産締帯の不安や負担が増えてきているため、母子や家族 の状況を見守り、状況に応じて妊産婦の心身を支援する。	母子保健課	13-(1)				
ママパバ教室	産前は、出産や産後の生活についての不安が強く、産後はメンク ル不調が出現しやすい。出産に向けた準備や、産後の生活の変化を あらかじめ理解し、夫と共有することで、出産前後の精神面の負担 軽減を図る。	母子保健課	13-(1)				
就学援助と特別支援教育就学奨励補助 に関する事務	- 経済的理由により、就学園難な児童・生徒に対し、給食費・学 用品賞等を支給する。 - 特別支援学級等の在籍者に対し、就学奨助費の補助を行う。	教育総務課	11-(4)				

取 組	内 客	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる 相談 (再掲)	青少年やその家族の留みや心配事に関する相談を、少年相談員が 受け付ける。また、小・中・高枚へ相談カードや保護者用チランを 配布する。	社会教育青少年課	11-(2)	·			
教育相談	いじの調査アンケートやQーUアンケート等を基に児童生徒の話 や悩みに耳を傾ける教育制経週間等を設けるととで、児童生徒理解 の深化、家族の連携操化を図る。また、必要に応じて、布教育相 試員、別室学習帰導教員、スクールカウンセラー、スクールソー シャルワーカーとも連携して、個に応じたよりよい支援のあり方や 関係機関との連携を図る。	学校教育課	11-(2)				
校内居場所づくり支援	不登しぶりや教室に入れない児童生徒への支援として、モデル校 に対し、校内への耐たな房場所づくりを進めることにより、再登校 や学級復帰を支援する。	学校教育課	11-(2)				
心と学びの記録・振り返り支援システムの導入	児童生徒が日々の感情や学びを「天気」で表現し、見える化できるシステムを小中学校に導入することで、教職員が児童生徒―人―人のの対称を発展しやすぐるとともに、より児童生徒に寄り添った対応を行えるような仕組みづくりを行う。	学校教育課	11-(2)				
特別な支援を必要とする児童生徒への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有 し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して 取組む。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(2)				
不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助	各学校では、市教育相談員のみならず、別室学習指導展、スクール ソーシャルワーカー、担任はもとより担任外などによる情報共有と 校内体権の充実を図っており、一人一人のニーズに対応したきか細 やかな収証を扱っている。また、指導学数との出版をいました。 ガイドンインの原文を含め、進た検索・3、での指導の機合が得ら れない。 リースクールなどを含む把機関との連携をより一層組っている。	學校教育課 山形市中学校校長会 山形市中学校校長会	11-(2)				
縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施する。	学校教育課 山形市小学校校長会	11- (7)				
SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットや SNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(6)				
個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒 との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護 者との個人面談問問を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係 の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(2)				
子ども相談窓口	弁護士による無料法律相談(電話)	山形県弁護士会	11-(2)				
專門外来	児童・児春期を対象に、専門外来を実施し、鑑別・治療を実施。 こころの発達(自殺問題を含める)に関する相談を専門職が対応し 早期発見を図る。※電話相談含む。	精神科医療機関専門外来 (若宮病院)	6- (5)				
若者							
すこやか健診	自殺の要因の一つとして、健康問題がある。若い頃(20~39歳)から、健康状態を確認するとともに、健康に関する正しい知識に触れる機会を設ける。	健康增進課	11-(5)				
若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生、大学生を中心とした若年層に対して、各学校を通じた啓発 リーフレットの配付や、学習施設、駅、大型商業施設など、多くの 若年層が利用する施設にリーフレットを配置することで相談常ロを 開知し、自殺防止を図る。	男女共同参画センター	11-(2)				
労働力確保推進事業	首都圏及び山形及び仙台を中心とした東北地方の大学に進学した 学生を主な対象とした合同企業説明会の実施。	産業政策課	7- (3)				
学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教職 質が相談に応じる。	山形県立保健医療大学	11-(2)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カ ウンセラーが相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5- (3)				
保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み 等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5- (3)				
ハラスメント相談	あらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言動の発生の防止及び財除並びにハラスメントに起回する問題が生じた場合における搭重を行う、 ・ハラスメント相談側には放戦員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。	山形県立保健医療大学	5- (3)				
フリースペース	不登校、ひきこもり、発達障がい者等の居場所	認定NPO法人発達支援研究センター	11-(5)				
若者相談支援拠点	不登校、ひきこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への 家庭訪問や来所相談。	調定NPO法人発達支援研究センター	11-(5)				
山形地域若者サポートステーション	15~49歳の方とその家族で、就職を目指している若年無職者 を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	株式会社セラフィム	11-(5)				
2) 働き盛り世代			※重点的に取組む対象	k		l	
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
SUKSK生活出前講座	市が提唱するSUKSK生活の推進に向けて、職員が地域や事業 所等に出向いて出前講座を行うことで、働き盛り世代等の健康づく りを支援し、健康寿命の延伸を目指す。	健康增進課	5- (2)				
ワーク・ライフ・バランスに関する意 歳啓発推進事業	男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進 するため、イクボス制度に関する啓発を図る。	男女共同参画センター	12-(1)				
職域でのメンタルヘルス教育について 講師の派遣や人材の育成への協力	職域でのメンタルヘルス教育の実施について、講師の派遣に協力 するとともに、人材の育成(産業保健師や関係者、市職員など)に も協力する。	山形県立保健医療大学	5-(1)				
労働問題法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会	7- (5)				
事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するため の検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止 のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等。	山形労働基準監督署	12-(2)				
事業場への指導	メンタルヘルス対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12-(2)				
事業場への指導	心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) の指導を行う。	山形労働基準監督署	12-(2)				
事業場への指導	過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12-(2)				
高ストレス者に対する面接指導	メンタルへルス不満着やストレスチェックで高ストレス者と判定 を対してというでは採用機を希望する有は登録業業医の研集制得を 実けることができる。この前機関は結婚を行うのではなく、ストリー を対しているのながは、経過の上で生活開発を行ってがある。 毎年海では、大の場のながは、経過の上で生活開発を行ってある。 毎年海では、大の場合を対して、大の場合を対して、大のようには、大のようには、大の場合を対して、大のようによる。 フェレムできる。	山形地域産業保健センター	2- (2)				
長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が 月当たり80時間を超え、かつ、疲労 の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づ いて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス 者面接と同様。	山形地域産業保健センター	12-(2)				
ストレスチェック導入支援	ストレスチェック制度は義務化されているが、導入がスムーズに いっていない事業所や、実施無務のない50人未施の事業所でも導 人の希望がある場合に制度実施の支援、助宮をする。具体的にはメ ンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問する。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12-(2)				
職場のメンタルヘルス対策推進	事業所の希望により、管理監督者、若年労働者等へのメンタルへ ルス教育を実施するほか、メンタルへルス対策促進員が顕褐のメン タルベルス対策の相談にあたる。これらには一部助成金もある(労 働者健康安全機構による制度)。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12-(2)				

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
3) 高齢者			※重点的に取組む対象				
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症について の正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を支える認知症サ ポーターを養成する。	長寿支援課	2- (3)				
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職が医療・介護サービスを受けていない認知症 が疑われる人やその家族をは関し、認知症の専門医等そ含めた影 第・評価を行う。本人や家族支援に対する物期の支援を集中的に行 うことにより、関係専門機関に結びつけ自立した生活のサポートを 行う。	長寿支授課	6-(1)				
認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとともに医療 と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。	長寿支援課	6-(1)				
75歳、80歳節目アンケート	高齢者の必身や生活の状況を確認するためのアンケートを送付 し、必要に応じ、個々に合わせた対応を行い要介護状態になること を予防するとともに、介護予防についての意識を普及俗語する。	長寿支援課	6- (6)				
地区での介護予防講座	老人クラブやサロン等、地域からの依頼を受け、介護予防につい ての講話や体操等の実技を通して介護予防の普及啓発を図る。	長寿支援課	6- (6)				
住民主体の通いの場(立上げ支援・継 続支援)	地域の身近な場所に、住民が主体となり、選!回以上の運動を行う強いの場を立ち上げることで、高齢者が気軽に社会参加できる場となり、身件機能の維持向上を図る。また、地域でのコミュニケーションの場、閉じこもリ予防、見守り支援、支え合いの体制を促進する。	長寿支授課	6- (6)				
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの 場や適所型、訪問型サービス利用終了者にリハビリ専門職等が訪問 し、必要な助言を行う。	長券支援課	6- (6)				
山形市聴こえくっきり事業(再掲)	職こえの大切さ、加齢性難聴、ヒアリングフレイルに関する普及 啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケーシ化し た医、学、産、管の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介 護予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	6- (6)				
高齢者とその家族に対する総合相談支援	介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の 調整や助言、情報提供等を行う。	長寿支援課	7-(1)				
高齢者の権利擁護支援	高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用を促進する。	長寿支援課	7-(1)				
認知症カフェ	認知症の本人や家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、 地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設すること により、気分転換や情報支換のできる機会を提供する。	長寿支援課	7-(10)				
介護者交流会等 (その他)	介護者交流会等の関催。 地域における高齢者の居場所づくり。	長寿支援課	7- (10)				
地域包括支援センター	- 統合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合 的に応じ、必要な支援の調整や指標提供等を行う。 - 高齢者の権利維護支援 高齢者度持つの対応や成年後見制度の利用支援。 - 介護者支援等 家族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援。	長寿支援課 地域包括支援センター (長寿支援課委託事業)	7-(1)				
要介護認定調査	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施する。認定調査時に 担当のケアマネジャーが決まっていない場合は、地域包括支援セン ターの紹介を行う。	介護保険課	7-(1)				
介護に関する窓口相談	介護に関する相談をうける際に、本人やご家族の状況に応じて、 地域包括支援センターや尾老介護支援事業所とも連携しながら、必 妻な医療や介護やのサービスおよび生活サポート相級等につなず、 森勢官の介護にかる責任の経滅を図る(介護保険の申請や介護保 検料の助付に関する相談等)。	介護保険謎	7- (10)				
高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)。	山形県弁護士会	7- (5)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
4) 生活困窮者			※重点的に取組む対象	45.00 N. H. W.		NATIONAL HAT INVINCENT AND AND LETTER	
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
母子生活支援施設人所措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、人所施設の実施できる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・	こども家庭支援課	当回の東京総東省号 7-(4)	事業実施の有無		国体験・関係機関の計価	
母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援責を配置し、ひとり戦世等等の様々な相談に応 じるとともに、母子父子案券福祉資金の責付や資格取得を目的とし た給付金の申請等、具体的な支援を行う。	こども家庭支援課	7- (14)				
ひとり親家庭等医療費助成事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある男子であるひと り観家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、医療費について助成を行う。	こども家庭支援課	7- (14)				
多重債務者無料相談会の開催	国の多重債務者対策本部の「多重債務問題改善プログラム」に基 づき設置された「山形県多重債務者対策協議会」の構成機関とし て、行政機関・金融機関・升護士会・司法書士会等の関係機関・団 体と連携を取りながら、総合的・効果的に多重債務問題の改善を図 る。	消費生活センター	7- (2)				
生活保護受給者等就労自立促進事業	市役所にハローワーク職員による「ワークステップやまがた」を 関設し、生活国務者等に対し、福祉と総労の支援をワンストップで 行う。来所された生活国務者等がハローワークに出向くことなく、 就労支援員による一貫した就労支援を受けることができる。	生活福祉課	7- (13)				
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態に あったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、 関係機関への同行訪問や説労支援員による総労支援を行う。	生活福祉課	7- (3)				
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金支給事業)	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活国窮者に対して、家賃相当の給付金を有期で支給し、住居と就労機会の確保への支援を行う。	生活福祉課	7- (13)				
生活園窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	生活困解者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関 する課題を分析し、家計状況の「見える化」と支煙計画の作成を行 い、モニタリンプと出納管理の支援を案行し、相談者自らが家計の 安定化を図り自立した生活の定着を送れるよう支援を行う。	生活福祉課	7- (13)				
生活困察者自立支援事業 (就労準備支援事業)	直ちに就職が国難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に 直ちに就職が国難な者に対して、日常生活自立に 可な技法や忠、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向 けた技法や取取の習得等を但し、就労に結びつけるとともに、最終 的には自立できるように支援を行う。	生活福祉課	7- (13)				
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留部人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準 に満たない方を対象に、適談派遣や日常生活上の困難に関する相 該、助言を行う。	生活福祉課	7- (3)				
生活保護施行に関する事務	就労支援・健康管理支援・高齢者支援・資産調査など。	生活福祉課	7- (13)				
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助。	生活福祉課	7- (13)				
要援護世帯への優先措置	市営住宅確保の支援。必要に応じて福祉部門との連携を図る。	管理住宅課	7- (13)				
税の賦課(軽減)	低所得世帯に対し、均等割、平等割の軽減(7割、2割) 措置(申請予要だが家庭内で末申告の者がいる場合は非該当)や非 自発的失業の前年の格予所係を30/100とみなして保険税を 計算する措置(申請必要)がある。	国民健康保険課	7- (13)				
生活サポート相談窓口 (再掲)	失業や離散、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や関リごと を感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いなが ら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7- (13)				
職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワークやまがた	7- (3)				
多重債務法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)。 惜金その他の債務を原 因とする自殺は多く見られ、法律相談や破産等の法的手続を通して 借金問題を解決して自殺リスクの軽減を図る。	山形県弁護士会	7- (5)				
生活保護法律相談・自立相談支援事業	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会	7- (3)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
	自殺リスクの高い無業者の就労を支援を行い、自殺対策につなげ		当園の重点施泉管与	伊米天地の有無		刺 水泳・ 刺 水 残 刺 ジ 十 田	
被保護者 · 生活困窮者就労準備支援事 葉	る。 また、事業対象者は50代が多く、この世代を対象とした居場所 弥既存にはないため、居場所につながることで孤立を防ぎ、自殺を 予防する。	認定NPO法人発達支援研究センター	7- (13)				
5) 女性							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
女性の思春期から更年期までの相談	助産師が女性の体の悩みを聞くことで、相談者の体に関する様々 な不安や悩みを解消するための支援とする。	男女共同参画センター	13-(3)				
女性相談	売春防止法に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な国難を 抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	こども家庭支援課	13-(3)				
女性の健康相談事業	専門機関への相談は数层が高いと感じる対象者もいる中で、生活 に身近な機関が相談の愛け皿になることにより、相談支援を通じて 不安や狐立感を軽減し、メンタル不調等の自殺リスクの軽減を図 る。	母子保健課	13-(3)				
6) ひきこもり							L
取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無			
ひきこもり相談	ひきこもり者だけではなく、ひきこもり者を抱える家族は出口が 見えない関わりに疲弊し、悩むことが多い。問題の深刻化を防ぐた め、ひきこもり者やその家族の相談支援を行う。	健康增進課	7- (11)				
ななかまど(ひきこもり家族交流会)	ひきこもり者を抱える家族が、ひきこもりについての正しい情報 を収集・共有し、交流できる機会を提供する。	健康增進課	7-(11)				
一歩一歩の会(家族向けひきこもり学 習会)	ひきこもり者を抱える家族が、精神科医師等による講話等を通 し、ひきこもりについての正しい知識や対応方法を学ぶ。	健康增進課	7- (1+)				
孤独・孤立対策事業	ひきこもりを始めとする様々な問題の深刻机を予防するため、宮 長が健構した「出帯市つながりよりモップラットフォーム」を設置 し、設強、近立策をを検討していく。自殺の要型ともなりうる、定 まない近立が深刻的し、問題が衛在化してしまうと、その解決には 本人や家族、支援者等の責担がうくなる。そうに状態になる相 に予防のプローチとして「つながりよりそいチャット」による相 級支援体制を発明する。	生活福祉課	7- ()				
ひきこもり相談支援事業	対人関係や行動等に問題を持つひきこもりの人々に対して、小集 団活動を行う。	山形県精神保健福祉センター	7 - ()				
ひきこもり生活者支援事業	ひきこもり状態にある方々に対し包括的な支援につなげるため、 「ひきこもり相談支援員」を I 名配置し、アウトリーチ等の実施や 社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7- (11)				
7) がん患者・慢性疾患患者等							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
雞病支援	難病患者とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に 直面し不安を抱えることが多い。そのため必要に応じ、利司司能の 制度や多当等を紹介し、また難病疾患センターを含む各関係機関と 連携する。	健康增進課	6- (8)	7.000			
がん検診	がん検診により、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。	健康增流課	6- (8)				
がん患者医療用ウイッグ・乳房補 室 具 購入費助成事業	がん患者は、治療に伴う外見上の悩みだけでなく、身体的、心理 的、経済的、社会的な悩みや不安を抱えていることも多い。こうし た悩みが深刻化することにより、自殺リスクを高める可能性がある ため、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康增進課	6- (8)				
がん相談(がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安 やつらてををしっかり受け止め、それらを軽減するためにどうした ら良いかを一緒に考える。	济生館	6- (8)				
相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会	7 - ()				

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	
3) 災害被災者						ted teather. Ted tea testind 80.1 fee.	-	
取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	
州外遊館者支援事業	東日本大震災の発生から年数が経過し、長期の避難生活を余儀な くされている世帯に対し、交流機会を提供し、情報交換を行うこと で避難に活ての不安やストレスの経滅、拠立の予防を図る。 (1) 山防市運輸金公案支援センターの設置、運営 (2) 避難者への情報提供 (3) 避難者の付款提供 (4) 各種回体との連携	防災対策謀	5- (4)	# 35-A-100 - 7 J ats		(A) (C) (A) (C) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		
囊災避難者健診	選災による遊館者の方には、家族や住み慣れた地域の喪失、生活 環境の変化により様々なストレスを感じ、自殺リスフを抱えた方も 少なくない、遊館者候診において健康状態を確認するとともに、相 談や支援を行う。	健康增進課	5- (4)					
(2) 適切な精神保健医療福祉サー	ビスの提供							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	
精神福祉制度説明会	2か月に1回開催。「精神障がい者福祉制度のしおり」を用い、 相談先や給付制度等について説明を行い、希望者には終了後に個別 相談に応じる。	障がい福祉課	6-(1)					
精神障害者手帳の申請	手帳の交付申請受付、県への進速、交付を行う(同手帳の認定及 び交付決定は県が行う)。各種の障がい者福祉サービス等を利用す るために必要。	障がい福祉課	6-(1)					
障がい者虐待防止事業	虚待については、精神的問題、経済的問題、高齢等といった背景 があることが多いため、虚待対応を適じてその世帯全体の問題を把 握し、適切な支援先に繋ぐ。	障がい福祉課	6-(1)					
精神保健福祉相談	精神障がい等を抱える相談者、その家族などが対象となる。早期 治療や再発の予防、社会復帰の促進をめざし、地域住民の精神的鍵 康の保持増進を図る。	健康增進課	6-(1)					
精神障害者の退院後支援	措置人院患者等の支援対象者が、退院後に地域の中で自分らしい 生活を安心して送ることができるよう、必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにする。	健康增進課	6-(1)					
医療全般に関する専門的助言	保健・医療・福祉・民間団体等からの依頼を受け、各種会議や事 例検討会等に出席し、医療全般に関する専門の助言を行う。	山形市医師会	6-(1)					
うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会	6- (6)					
自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を適じて、医学的 見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依 類を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会	6- (7)					
受診相談	救急受診、入院対応を実施。内容によっては各相談機関との継続 的に支援が出来るよう連携を図る。	精神科医療機関(若宮病院)	6-(1)					
專門外来	相談、受診、スクリーニングを実施し必要な場合多職種で支援 し、外部相談機関とも連携して支援する。	精神科医療機関(若宮病院)	6- (6)					
專門外来	薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の専門医療機関として相談支援、受診対応、またデイケア・訪問看護を用いて地域生活 を継続的に支援する。	精神科医療機関(若宮病院)	6- (7)					
各種相談事業	心の健康相談、思春期保健相談、依存症相談、自死遺族相談、ひきこもり相談。	山形県精神保健福祉センター	6- (7)					
依存症関連問題対策事業	依存症学習会、アルコール家族ミーティングの開催。	山形県精神保健福祉センター	6- (7)					
(3) 健康・生活・経済・仕事に関	(3)健康・生活・経済・仕事に関する支援の充実							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画	
建康增進計画策定推進事業	健康増進計画「山形市健康づくり21」を策定し、各課で推進に 取組む。	健康增進課	5- (2)					
健康づくり運動普及推進協議会の育成	山形市健康づくり運動普及推進協議会の活動を支援し、健康づく りのための運動普及を通し、市民の日常の中に運動習慣を効果的に 推進する。	健康增進課	5- (2)					

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
食生活改善推進協議会の育成	山形市食生活改善推進協議会の活動支援を通して、会員同士の交流 を図る。地区での料理講習会や健康まつり等において、会員や地域 住民の社会参加を創出し、自叙対策を図る。	健康增進課	5- (2)				
SUKSK生活推進事業	健康ポイント事業等を通じて、食事(S)、運動(U)、休養 (K)、社会(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)のSUKSK生活 E推進する。	健康增進課	5- (2)				
SUKSK生活普及啓発事業	食事(5)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動 環煙防止(K)のSUKSK生活の推進と、保健所シンクタンクに より健康データ分析に取り組んでいる「歯傷病」、「減塩」、「腹 勢肥海」、「フレイル」について、チラシやボスター等により普及 侵発に取り組む。	健康增進課	5- (2)				
健康教育・健康相談	自殺の要因の一つとして健康問題がある。健康教育や健康相談を 通して、健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、自殺リスクの 軽減を図る。また、健康相談の場で心理的な悩みや不安の訴えが あった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康增進課	7-(1)				
特定絕染症検查等事業	性感染症の背景には、性に関する深刻な問題を抱えていることが 生く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい 知識の者及や支援を行い、自殺リスクの軽減を図る。	健康增進課	7-(1)				
重複多剤服薬対策(国保保健事業)	電視または多別服業者に対して、適正な医療受診と損棄について の指導とともに対象者が他える生活や健康の問題解決について訪問 等により支援する。対象者の中には服業に向する問題を抱える者も 多く、物に精神の変の多殊。最後多少、、の知識や家庭内の相 該など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。	国民健康保険課 健康增進課	7-(1)				
生活習慣病重症化予防(国保保健事 業)	特定健診受診後の医療機関への受診動奨と生活習慣病の予防に関 することについて、訪問等により保健指導を行う、指導の中で、日 常生活の幅みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 談や支援を行う。	国民健康保険課 健康增進課	7-(1)				
様尿病治療中断者に対する受診勧奨 (国保保健事業)	糖尿病の治療を中断していると思われる者に対して、医療機関へ の再受验を促し、糖尿病の重症化を防ぐ、指導の中で、日常生活の 悩みなどの相談や話を関くこともあることから、指導、相談を行 う。	国民健康保険課 健康增進課	7-(1)				
保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時 に、本人もしくは家族の精神状態を豪知し、適切な機関につなげ る。	国民健康保険課	7-(1)				
ふれあいバス事業	地域福祉の向上を目的として福祉バスを運行しており、福祉目的 の利用に供することにより、福祉に対する理解や意識を高める。	生活福祉課	5- (2)				
福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的 かつ種続的な福祉活動を支援する。	生活福祉課	5- (2)				
ごみ出し支援事業	自らごみを集積所に出すことが困難な高齢者、障がい者のごみ出 しを、地域の協力者又は、自宅前戸別収集により支援する。	ごみ減量推進課	5- (2)				
男女共同参画センター学習事業	DV防止構座など、男女共同参画に関わる講座を行い、男女共同 参画社会の実現の推進を図る。	男女共同参画センター	7-(1)				
配偶者暴力(DV)防止関連事業	○ V 等級書者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、D V 等級書者を支援する。 D V 対策庁 内連絡を減を設定し市の問題各談:連携して D V 防止と 被害者 支 様・保護を行う。また、D V 防止 秘発を行い、D V の防止と相談機 関等の別知を行う。	男女共同参画センター	7-(1)				
一般相談	カウンセラーが心の悩みを聞くことで、相談者が日常生活で抱え る様々な不安や悩みを自ら解消するための支援とする。	男女共同参画センター	7-(1)				
法律相談	債務問題、人権問題など、自殺防止に係ることを含めた法律に関する問題について、弁護士による相談の機会を提供する。	男女共同参画センター	7-(5)				
市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法律的な相談等多域に わたる分野で開除機関と連携しながら対応する。また、窓口に、他 機関で実施している相談第二のパンフレットや各種登発用のチラ シ・ボスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周加容発を 図る。	市民相談課	7-(1)				

取組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和 6 年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
金融対策事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営 軽に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、 適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	產業政策課	7-(4)				
障がいに関する相談対応業務	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対応する (障がい福 祉謀窓口及び委託した相談支援事業所において実施)。	障がい福祉課	7-(1)				
外国人相談窓口	市役所での手続きや日常の悩みの相談及び日本語教育等の情報提供を行う一般相談と、行政者士と多言語対応可能な相談例を配置し 法律相談への対応をする専門相談の窓口を開設し、在住外国人の支援を行う。	国際交流センター	7-(+)				
医療福祉相談 (医療相談室)	疾病に関する質問、生活上や入院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館	7-(1)				
虐待(疑い)患者への支援(医療相談 室)	虚符(精神的、身体的、性的、ネグレクト、経済的)、または度 情の疑いがある患者が受診した場合、必要時に経過観察入院です る。入院後、事実関係を調査・確認し、児童・高齢者・障害者・D V等の関係機関へ通報・相談する。	済生館	7-(1)				
消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消 責者保護を推進する。	消費生活センター	7-(5)				
消費生活相談事務	消費者と事業所との間に生じた商品やサービスに関する苦情など について、勢行の消費生活相談員が公正な立場で相談を受け付け、 解決に向けた支援を行う。	消費生活センター	7-(+)				
応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に 身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当 婚績カード」を配布する。	消防本部	7-(+)				
求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士や公認心理士によるカウンセリングを行う。	ハローワークやまがた	7-(1)				
自殺予防のための電話相談	悩みを抱え孤立している方々の電話相談実施(無料)。	山形いのちの電話	7-(1)				
相談支援	療育が必要な児童や除がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応を行う。	委託相談支援事業所 (障がい福祉課委託事業)	7-(1)				
心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等。	認定NPO法人発達支援研究センター	7-(1)				
企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営、金融、税務等の相 該に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。	山形商工会議所	7-(1)				
定期窓口相談・専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じる。 る。	山形商工会議所	7-(1)				
ふれあい総合相談所	暮らしの中の様々な悩みや心配事、家族問題、人間関係などの困 リごと相談に応じる。月に数明、弁護士や根理士、人権捕獲員によ る専門職相談も実施。社協内相談業務との連携も図る。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7-(1)				
福祉サービス利用援助事業	1市2町を担当する基幹的社協。福祉サービスの利用がわからない、お金の引き落としや支払いがうまくできないなど、日常生活に不会にあります。またりでは、日本の大きなできません。 のようなでは、日本の大きなでは、日本の大きなできません。 用者の機利を接続するために、日本変見児童委員や福祉関係者、病院、行政等と連携し生活を支援する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7-(1)				
医療福祉相談窓口	経済的国際者や、退院後の携養生活について心配な患者へ、ソー シャルワーカーや看護師が相談を行う。	総合病院医療機関相談室 (山形県精神保健福祉士協会)	7-(1)				
くらしとこころの相談会	弁護士及び保候師による無料法律相談(電話・面談)を実施する。※年2回実施。	山形県弁護士会	7-(5)				

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
(4) 地域生活課題の解決に向けた	包括的支援体制の構築						
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
我が事・丸ごと地域づくり推進事業 (再掲)	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる 活動拠点を設置、活動拠点において、地域住民等が地域主活課題を 自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を 構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7-(1)				
福祉まるごと支援事業	包括的な相談支援体制を構築するとともに、アウトリーチ等による維続的な支援によって本人との信頼関係の構築に向けた支援に力 を置き、潜在的な相談者や支援が温いていない人に支援を届け も、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人や世帯の鉄間 同副シーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会 とのつながり作りに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	7-(1)				
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図	を防ぐための地域医療連携						
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺企図患者への地域医療連携 (医療相談室)	自設企図者は精神料的治療を必要としている場合が多いため、急 性期の身体疾患(リストカット、業過剰服用等)治療後、早期に精 神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	済生館	8- (3)				
	重篤な自傷や自殺企団を行った方の生活や社会的な背景には課題 が多く、思い悩んだ実に自殺を試みている。 自殺企団者の参に渡った課題を対抗の中で課題しなから、保健 所と連携しながら地域での支援者に繋いたり、福祉制度の情報提供 など相談や支援を通じて精神症状の再燃防止、自殺リスクの軽減を 図る。	山形県精神保健福祉士協会 (山形大学医学部附属病院所属)	8- (3)				
	自設企図を行った方の生活や社会的な背景には護路が多く、一人 思い悩んでいることが多い。 自設の危険図子などを始出し、自殺の危険度をアセスメントしな がら多級にわる。就避免整理、「護期順決に向けたブランニングを 行う。第決に導くための情報提供や社会資源の導入・顕散を行いな がら、生活の不受軽減、精神症状の高燃を予防しながら自殺リスク の軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 (山形大学医学部附属病院所属)	8- (3)				
(6)遺された家族等への支援						•	•
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和 6 年度実績	令和6年度実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないよう、遺族と接する場合に おいて必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署	9-(3)				
自死遺族支援事業	自死遺族に対し、個別相談、集い(分かち合い)の場を開催、また必要な情報提供を行う。	山形県精神保健福祉センター	9-(1)				

令和6年度における自殺対策に関する取組(案)について

「いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)」において、「地域におけるネットワークの強化」、「市民への啓発と周知、相談支援の充実」、「児童生徒への心の教育等の推進」の3施策を重視して推進を図る。

1 「地域におけるネットワークの強化」について

自殺を取り巻く環境が多様化・複雑化しているため、行政や関係機関、団体など地域における支え手が連携し、包括的な支援ができるように引き続きネットワークの強化を図る。

(1) 事業内容

自殺対策を効果的に推進するため、山形市自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺 対策協議会の開催等により、関係各課と取組状況について情報交換、意見交換を行う。また生活困 窮者自立支援会議、要保護児童対策地域協議会等により特定の問題に関するネットワーク活動の強 化を図る。

(2) 令和6年度の取組(庁内各課等)

ア 自殺対策に携わる保健・医療・福祉等の関係機関の連携や情報共有

- ①「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」や「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催 (健康増進課)
- ②自殺対策計画の進捗管理(健康増進課)
- ③既存統計等を活用した自殺の実態把握 (健康増進課)

イ 特定の問題に関するネットワーク活動の強化

- ①要保護児童対策地域協議会の設置・運営(こども家庭支援課)
- ②民生委員·児童委員事務(生活福祉課、民生委員児童委員連合会)
- ③山形市障がい者自支援協議会 (障がい福祉課、障がい者自立支援協議会)
- ④生活サポート相談窓口(生活福祉課、社会福祉法人山形市社会福祉協議会)
- ⑤我が事・丸ごと地域づくり推進事業(生活福祉課、社会福祉法人山形市社会福祉協議会)

2 「市民への啓発と周知、相談支援の充実」について

相談者の状況や世代によって置かれている状況が異なるため、引き続き相談者の状況や世代に応じた相談体制や周知方法を検討していく。また自殺に対する誤った認識や偏見をなくすために自殺や精神疾患、こころの健康づくりについて正しい知識を普及啓発していく。

(1) 事業内容

相談者の状況や世代に応じた相談体制を構築するため I C T・ A I も活用した相談体制の整備や 周知を行う。加えてライフリンクと情報交換を行い相談サービスの更なる充実を目指す。

また自殺に関する正しい知識を普及するため自殺対策についての市民の理解を促進する。

(2) 令和6年度の取組(庁内各課等)

ア ICT・AIも活用した相談体制の整備や周知

- ①山形市くらしのガイドの発行(広報課)
- ②メンタルチェックシステム「こころの体温計」(健康増進課)
- ③自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(健康増進課)

- ④認知症早期発見・普及啓発「これって認知症?」(長寿支援課)
- ⑤山形市聴こえくっきり事業(長寿支援課)
- ⑥支援対象児童等見守り強化事業 (こども家庭支援課)
- ⑦伴走型相談支援事業(母子保健課)
- ⑧青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談(社会教育青少年課)

イ 世代に合った相談窓口体制の整備

- ①自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(健康増進課)
- ②支援対象児童等見守り強化事業(こども家庭支援課)
- ③伴走型相談支援事業(母子保健課)

ウ 自殺に関連する対策の市民の理解の促進

- ①自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発事業(健康増進課)
- ②心の健康啓発コーナーの設置(図書館)
- ③精神障がい者家族教室 (障がい福祉課)
- ④応急手当普及啓発 (消防本部)
- ⑤認知症について考えるセミナー(長寿支援課)
- ⑥消費者啓発協力員による啓発活動の推進(消費生活センター)

3 「児童生徒への心の教育等の推進」について

本市では児童生徒・学生の自殺者数の増加はみられず、表面化していないが、全国的には増加傾向が続いてるため児童生徒への心の教育等を推進し、子どもの自殺予防に取組む。

(1) 事業内容

児童生徒が孤独や孤立を感じず、安全・安心して日常生活を過ごすことが出来る環境を整えるため に、児童生徒に向けた心の教育や教職員や保護者に対する普及啓発、いじめを苦にした子どもの自殺 予防に取組す。

(2) 令和6年度の主な取組(庁内各課等)

ア 児童生徒に向けた心の教育

- ①児童生徒のSOSの出し方教育(健康増進課)
- ②健康教育に関する普及啓発事業(学校教育課)
- ③いのちの教育(学校教育課、山形市小学校校長会)
- ④薬物乱用防止教室(学校教育課、山形市小学校校長会、山形市中学校校長会)
- ⑤小中学生向け自殺防止啓発事業 (男女共同参画センター)

イ 教職員や保護者に対する普及啓発

- ①いのちに関する指導推進事業 (学校教育課)
- ②児童生徒のSOSの受け止め方教育(健康増進課)

ウ いじめを苦にした子どもの自殺予防

①いじめ防止の組織づくり (学校教育課、山形市立商業高等学校)

4 その他

いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)の「生きる支援の関連施策」は本編のP. 57に掲載。 また庁内各課の「生きる支援の関連施策」の令和6年度の実施計画については参考資料4のとおり。

エこる人扱の例母心外	マヤッ十及の天旭計画 (月7日音味)			参与具科 4
基本施策 地域にお	Sけるネットワークの強化	※特に強化	とする項目	
(1) 自殺対策に携わる保健・医療	・福祉等の各関係機関の連携や情報共有			
取 組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
「自殺対策推進庁内連絡会議」「いの ち支える山形市自殺対策協議会」の開 催	自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を総合的かつ効率的に推進するため「自殺対策推進庁内遠解会議」や、「いのち支える山形市自殺対策指進庁の連続会議」や、「いのち支える山形市自殺対策協議会」を開催し、行政及び関係機関、団体のネットワーク体制構築、情報共有や施策の連携を図る。		7月に庁内会議、8月に協議会を各1回開催し、 行政及び関係機関、団体のネットワーク体制構 築、情報共有や施策の連携を図る。	10-(2)
自殺対策計画の策定	本市における自殺の現状や課題をとらえ、生きるための包括的支援 を推進するため、自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計 画」を策定する。	健康增進課	第2期計画に記載されている「生きる支援の関連 施策」の令和6年度の実施計画について関係課へ 駅会を行い、進捗管理を行う。また庁内会議や協 議会で計画の進捗状況を共有し計画の推進に努め る。	I - (3)
既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用。 ・原生労働省人工動態統計や警察庁自殺統計等 ・国の自殺処力推進進センターや県精神保健福祉センターの自 殺に関する統計		厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等を活 用し本市の自殺の現状について分析し、会議等で 関係課や関係機関と共有する。	3-(1)
地域自殺対策推進会議	地域の自殺対策における課題や取り組み状況等を共有することで、 自殺対策の現状を見直す機会とし、効果的な自殺対策の推進を図 る。	山形県精神保健福祉センター		5- (2)
医療・保健・福祉関係関係機関連絡会 議等への支援	医療・保健・福祉関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共有、 協力体制を作る。			6-(1)
サイト管理者等への自殺関連情報の削 除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サ イト管理者等に削除依頼を実施する。	山形警察署		7- (8)
自殺予告事案への緊急対処	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、 プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山ル吉永省		7- (9)
(2) 特定の問題に関するネット	ワーク活動の強化			
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
要保護児童対策地域協議会の設置・運営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の健やかな成長を図 るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、 必要な支援のための連携を行う。	こども家庭支援課	年 回の代表者会議、月 回の実務者会議及び随時 の個別ケース検討会を開催し、関係機関との情報 交換、必要な支援のための連携を実施する。	7- (12)
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	生活福祉課 民生委員児童委員連合会	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等 の実施。	5- (2)
山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉 サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	障がい福祉課 障がい者自立支援協議会	定例協議会を2回開催し、地域の菅家機関相互 の連携の構築を図るとともに、個別の困難事例へ の支援のあり方に関して検討を行う。	6-(1)
生活サポート相談窓口	矢葉や離職、家庭連炼、健康上の理由で経済的な不安や困りごと を感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いなが ら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	取組を実施する。	7- (3)
我が事・丸ごと地域づくり推進事業	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる 活動機品と被覆。活動機品において、地域住民等が地域生活課題を 自らの課題とて主体的に捉え、解決を試みることができる体制を 構築する取組を行う。	(生活福祉課委託事業)	住民が地域の生活課題を自らの課題(我が事)と 捉え、それらを(丸ごと)受け止め解決に結びつ ける仕組みづくりを行う。令和6年度は21地区23拠 点から新規で2地区2拠点を増やして実施予定。	7-(1)
福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や陰 がい者、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れ た地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制 を推進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会		5- (2)
基本施策2 市民への	 	※特に強化		
(I) ICT・AIも活用した相談	(体制の整備や周知			
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
山形市くらしのガイドの発行	行政のしくみや市役所における各種手続き方法、助成制度などの 情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるよう暮ら しのガイドを発行する。	広報課	6月末に発行し、全戸配布を行うとともに、転入 者に対して転入手続きの際に配布する。	7-(1)
メンタルチェックシステム「こころの 体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や 落ち込み度がわかるメンタルチェックシステム「こころの体温計」 を市のホームページに設置。	健康增進課	こころの体温計を市ホームページに設置。 広報(月 I 回)、ホームページ(通年)、ラジオ 等で利用の周知を行う。	7-(7)
自殺対策SNS等相談事業における連 携自治体事業	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供 の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関 につなぐ支援を実施する。	健康增進課	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合 に随時対応する。	11-(5)
認知症早期発見・普及啓発「これって 認知症?」	ホームページ上で家族等の第三者が気軽に認知症について確認することができるシステムである、認知症障易チェック「これって認知症?」を導入し、広く認知症に関する理解や早期対応などに関する意識容発を図る。		第三者が気軽に認知症について確認することがで さる認知症間易チェック「これって認知症?」を ホームページに掲載し、結果に合わせたアドバイ スやその後の相談先を閲覧することで、適切な相 談窓口につながる可能性がある	7-(7)
山形市暁こえくっきり事業	聴こえの大切さ、加齢性難聴、ヒアリングフレイルに関する普及 啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをバッケージ化し た医、学、産、Gの多機関連指導策で、社会参加による効果的な介 選予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	公民館等で「耳からの健康講座」を2回、「ヒア リングフレイルチェック」を7回実施し、聴こえに くさに早期に気づく機会を設ける。難聴へ早めの 対応をするとで社会とのつがりを維持でき 、閉じこもり予防、孤立防止につながる可能性があ る。	6-(6)
支援対象児童等見守り強化事業	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等ら4名に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭支援課	子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報 発信・相談支援を行い、必要な支援につなげる。	11-(4)
伴走型相談支援事業	妊娠期から子育で期までの切れ目ない継続的な支援によって、母 親が抱える函類や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、 アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母 親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	妊娠届出時の面談、妊娠8か月時のアンケート (希望者のみ2000面談を実施)、産後の面談を行 が妊娠期から出産・子育で期まで切れ目をい支援 を行うことで子育で世帯の不安軽減を図る。 アプリを活用したオンライン面談や育別情報の配 信を行うことで市民の利便性の向上を図る。	13-(1)
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる 相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が 受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを 配布する。	社会教育青少年課	少年相談員8名が文代で、月~金曜の午後1時~5 時代初日・東末年始除く)に、青少中その保護 者の電話相談6 西談による相談を受けつける、 メールによる相談は毎日24時間受付け、返信す る。また、その情報が直接本に届くよう、年2 回、小・中・高校を通して相談カード・保護者用 チラシを配布する。	11-(2)
	1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

		an is be an is it in		自殺総合対策大綱における
取組 困った時の相談窓口活用ガイドの利活	内 容 各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成し、関係機関	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	当面の重点施策番号
因うた時の相談念口活用ガイドの利店 用	音便相談のロに関する情報をよこのたガイトを作成し、関係機関等に周知配布する。	山形県精神保健福祉センター		7 – (1)
(2) 世代に合った相談窓口体制	の整備			
取組	内容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
自殺対策SNS等相談事業における連 携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供 の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関 につなぐ支援を実施する。	健康增進課	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合 に随時対応する。	11-(5)
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信: 相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども 宅食諮問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭支援課	子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報 発信・相談支援を行い、必要な支援につなげる。	11-(4)
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育で期までの切れ目ない線統的な支援によって、母 般が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ、また、 アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母 親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	妊娠届出時の面談、妊娠8か月時のアンケート (希望者のみ2000面談を実施)、産後の面談を行 い妊娠期から出産・予育で期まで切れ目なり支援 を行うことで予育で世帯の不安軽減を図る。 アプリを活用したオンライン面談や育鬼情報の配 信を行うことで市民の利便性の向上を図る。	13-(1)
(3) 自殺に関連する対策の市民	の理解の促進			
取組	内 容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
自殺予防週間及び自殺対策強化月間に おける普及啓発事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺 やうつなどの精神疾患、こころの健康すくりについての正しい知識 を背及啓発するため、パネル展示や街頭啓発、ポスター掲示、パン フレット・啓発プンズの配布等を行う。	健康增進課	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において、パネル展示や街頭啓発、ポスター掲示、パンフレット・啓発グッズの配布、SNSでの増知等を行い、自殺やうつなどの精神疾患やこころの健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。	2-(1)
心の健康啓発コーナーの設置	毎年自殺者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺 予防週間中に、来継者が必ず過る回番館入り口付近に「自殺」「心 の健康」に関連する回憲の特集コナーを開設。また心の継尾に関 する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を 設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を 行う。	図書館	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に、乗縮者が必ず通る図書館入り口付近に「自 校」「心の健康、等に関連する図書の特集コーナーを開設する。また心の健康に関する相談窓口ナーを開設する。また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓光ッズ等を設置し、乗縮者に対して相談窓口情報等の情報の提供を行う。	2-(1)
精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。 内容は医師による講演等で正しい知識を得る、本人や家族の生活に とって有効な情報提供、参加者同士の交流の場を作り、情報交換や 今後の繋がる先を見つける手助けをする。	障がい福祉課	家族教室を年4回開催し、向精神薬に関する講演、支援機関の紹介、家族・支援者の交流会等を 実施する。	2-(3)
応急手当普及啓発	山形市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、各種応急手当講 習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に 努め、教命率の向上を図る。応急手当階音会を通じ、応急手当の重 要性のほか、命の大切さについても講話の内容に取り入れ、自殺予 防を支援する。	消防本部	月2回程度、一般公募による応急手当講習会を開催するほか、各事業所、学校単位での応急手当講習会に出向し、講習内容に命の大切でについて盛り込み、自発予防を支援する。講習会受講人数は5,000人以上を想定。	2- (3)
認知症について考えるセミナー	認知症に対する正しい知識と、認知症の方への介護や支援の重要 性について市民の方に広く啓発する。	長寿支援課	本人が語る認知症~認知症になっても安心して住みやすいまちをめざして~をテーマに9/24 (月) に開催する。	2- (3)
消費者啓発協力員による啓発活動の推 進	消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアの協力により、 消費生活出前講座の実施や地域におけるきめ細かな見守り、声がけ 等の注意喚起、必要な方へ消費生活センターの紹介など、地域にお ける啓発活動の充実を図る。	消費生活センター	消費者報志を未然に防ぐため、消費者デドバイ ザーを地域での出前議座の講師として派遣する。 また、相談の多い事例や対処法等について記載 足が、「山形市消費生活センター情報」を消費者を発 発協力員(領費者アドバイザー・消費者発発ボラ ンティア)に毎月返付し、地域において啓発活動 を行ってもらう。	2-(3)
心の健康づくり、自殺関連に係る普及 啓発	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを 遠じて提供。	山形県精神保健福祉センター		2- (3)
山形いのちの電話の啓発普及活動	広報誌・パンフレット・HP・新聞紙面での広報啓発やチャリ ティーコンサート、公開講座の実施。	山形いのちの電話		7-(1)
基本施策3 児童生徒	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	※特に強	化する項目	
(1) 児童生徒に向けた心の教育				
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
児童生徒のSOSの出し方教育	小中学生が適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にS OSを出す)がとれるように支援する。	健康增進課	市内小・中学校に希望校調査を行い、希望があった学校のうち小学校 I 校、中学校5校において外部 講師、健康増進課の保健師・精神保健福祉士が50S の出し方に関する健康教育の授業を実施する。	11-(3)
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・生活習慣・食育)等の実施。	学校教育課	山形市医師会から医師を派遣し、事前に申し込ん だ学校の児童生徒等に対して「性」や「防煙」 「がん」等についての健康教育講座を実施する。	I I - (8)
いのちの教育	いのちの教育全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのち の学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやり をもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会	各校において、いのちの教育全体計画を作成する とともに自己の生き方についての考え方を深めら れるよう発達段階に応じた指導を工夫する。	I I - (8)
薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することに よって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態 度を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	薬物乱用防止教室を全ての中学校及び高等学校に おいて 回は開催する。 地域の実情に応じて、小学校においても開催に努 める。	11-(8)
小中学生向け自殺防止啓発事業	小中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重 について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図 る。	男女共同参画センター	小・中学生向け出前講座「いのちの学習」を10校 で実施する。	11-(8)
SOSの出し方教育について講師の派 遠や人村の育成への協力	SOSの出し方教育の実施について、講師の派遣に協力するとともに、人材の育成(学校教員や関係者、市職員など)にも協力する。	山形県立保健医療大学		2- (2)
(2)教職員や保護者に対する普	及啓発			
取組	内容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生 命やに関する指導の充実を図る。また、各学校においても指導計画 を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施する。	学校教育課	教職員を対象に「いのちの教育研修会」を実施する。 ・9月 (SOSの受け止め方教育) ・12月 (性の多様性)	4- (4)

取組	内容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における
(3) いじめを苦にした子どもの		ied nuceus, ied nuchatied	マルリチ及の天地計画	当面の重点施策番号
取組	内容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における
いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」 「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの 学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自 覚しながら、ここう豊かで変全・安心な社会をいかにしてつくるか という課題に学校として取組む。	学校教育課 山形市立商業高等学校	(学校教育課) ・『学校いじめ防止基本方針』に基づいて、校内 に対策組織を置く。 ・日常の観察やいじめアンケート等から児童生徒 の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見・ 即時対応に努める。	当面の重点施策番号
いじめ対策	学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応・関係諸機関との連携・重大事態発生時の対応について定め、いじめの未然防止・組織的な即時対応に努める。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会		11-(1)
基本施策 4 自殺対策	策を支える人材の育成			
(1) 市民一人ひとりの気づきと.	見守り意識の向上			
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
こころ支えるサポーター養成講座	市民及び市職員、地域の医療・福祉関係機関、有職者等を対象 に、個マ人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人 への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施する。	健康增進課	市職員向けに、新採研修・主査界任者研修において講座を行うほか、全職員に机上研修を実施。 市民向けでは、食生活改善推進員:運動會及推進 員を対象とし、有難者向けに、市内健康経営優良 法人を対象に講座を実施。	4-(10)
(2) 相談員等の資質の向上				
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
事例検討会	自殺未遂者やひきこもりに関する対応事例等の共有、適切な対応 方法の検討、連携の強化を図るとともに、支援者の対応力向上を図 る。	健康增進課	職員や相談関係機関を対象に、自殺未遂者支援に 関する事例検討会を1回、ひきこもりに関する事例 検討会を1回、計2回実施する。	4- (8)
DV相談窓口担当者研修会	相談窓口にかかる職員、関係機関の職員を対象に、DV防止法な と関連法のかかわりを理解し、自殺に繋がりやすい心理状態にある 相談者の自殺防止に繋げるための知識等を学ぶ。	男女共同参画センター	12月に研修会を開催する。	4- (8)
青少年相談事業(少年相談員研修)	相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き 方、現代の青少年の悩みについての研修を実施する。	社会教育青少年課	少年相談員の資質向上のため、2月中旬~3月上旬 に研修を実施する。また、他団体が実施する研修 を紹介し、自己研鑽を促す。	4- (8)
ボランティア相談員研修会	ボランティア相談員の継続的な研修活動及び新たに電話相談員になろうとする方の養成研修の実施。	山形いのちの電話		4- (8)
人村育成(研修事業)	心のサポーター養成ファシリテーター研修、精神保健福祉研修等 を開催する。	山形県精神保健福祉センター		4- (5)
技術指導、技術援助	関係機関における困難事例への技術援助、ケース検討会等の開催 を実施する。	田 7万米4時代 深夜 1曲 仕 ピ ノ テー		4- (5)
相談支援	業剤師が投業時における窓口対応のスキルアップとして、公認心理士・膨床心理士の講師による研修会等を実施し、業学的見他の部分以外で、患者心理・機範的な患者対応・アンガーマネジメント・ゲートキーパー等、心理学的にも広義な知識を習得し、結果的に自殺のリスクの軽減に繋げる。	山形市薬剤師会		4- (12)
基本施策5 生き心は	也のよい支え合いのまちづくり			
(1) 各世代や状況に応じた支援(の充実			
I) 子ども(親子への支援含む)・	告者		※重点的に取組む対象	
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
子ども(親子への支援含む)				in the interest of the interes
児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、子ども家庭総合支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。		児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。必要に応じて関係機関との連携や家庭訪問等を行う。	7-(1)
こどもショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、短障禁祭、就労などの理由に より家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、市が委託する児 養福祉施設等において、ショートスティ事業 (日中・宿泊の預か り)とトワイライト事業 (夜間預かり)により、一時的に児童を預 かる。(事前登録制)		様々な理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、児童福祉施設や里根において、ショートスティ事業(日中・宿泊の預かり)とトワイライト事業(役間預かり)により一時的に児童を預かる。	11-(4)
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	こども家庭支援課	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童のいるひとり親家庭等の保護者の方に児童扶養手当を支給する。	11-(4)
山形市健やか教育手当支給事務	両親のいない児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し手当を支給する。		義務教育中の児童がいる母子家庭・父子家庭・両 親がいない家庭等の保護者で、市民税の所得割が 非課税相当の方に健やか教育手当を支給する。	11-(4)
支援対象児童等見守り強化事業 (再 掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、ことも免食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。		子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、LINE (おやこよりそいチャットやまがた)による情報 発信・相談支援を行い、必要な支援につなげる。	11-(4)
特別児童扶養手当	心身に重度又は中度の階がいをもつ20歳未満の児童を養育して いる父母又は養育者へ支給する。		心身に障がいのある児童を養育している父母等 からの支給申請等を適切に受け付け、県に進達す る。	11-(4)
障がい児福祉手当	心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給する。	障がい福祉課	心身に重度の障がいのある児童を養育している 父母等からの支給申請を適切に受け付けし、児童 本人へ支給する。	11-(4)
山形市重度心身障がい見福祉手当	心身に障がいをもつ20歳本満の在宅の児童で、障がいの程度が 特別児童扶養手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手 当が支給停止または受給できない養育者に支給する。		心身に重度の障がいのある児童を養育している 父母等からの支給申請を適切に受け付けし、養育 者へ支給する。	11-(4)
学校向け消費生活出前講座の実施	消費者トラブルの未然防止に向けた若年者への消費者教育の推進 を図るため、消費生活専門相談員が学校に出向き、出前講座を実施 する、若者の消費者トラブルは後を続たず、今和4年4月 目に成 年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の消費者報志の 増加が働きされる。消費者教育を早期に実施し、対応方法や相談先 等の知識習得を図る。	消費生活センター	山形市内の小・中・高校、大学及び専門学校へ 出前講座のチランを送付し講座の開催案内を行 い、申し込みのあった学校で消費生活専門相談員 が講座を開催し、消費者教育を行う。	11-(2)

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び航学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・ 連路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集 台型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	生活福祉課	取組を実施する。	11-(4)
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家 庭にいないものに、授業修了後や夏休みなどの長期休業中に適切な 遊び及び生活の場を与えて、その競全な育成を図る。	保育育成課	児童の健全育成のため、82(96支援の単位) の放課後児童クラブへ運営委託を行い実施する。	11-(4)
自殺対策SNS等相談事業における連 携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うS NS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供 の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係護や関係機関 につなぐ支援を実施する。		ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合 に随時対応する。	11-(5)
こころの健康相談窓口の周知	電話や来所相談の他、多様なニーズに対応するため、SNS等を 活用した相談やつなぎ支援について積極的に周知する。 ・行政窓口、高校大学、関係機関、商業施設におけるステッカー シールの設置 ・市報やホームページ等での周知	健康增進課	・SNS等を活用した相談窓口について、関係機関等 にちらし、ボスター、ステッカーシールを配布、 ペニちゃんパスのデジタルサイネージに広告を掲 載して周知。 ・市報 (月1回)、市ホームページ(通年)で職員 や精神料医師による相談窓口を周知。	I I - (5)
離乳食教室	離乳食の進め方について、学ぶ機会を提供するだけでなく、離乳 食や育児に関する悩みについて相談を受け、必要時勤切な相談窓口 につなげる。また、参加者同士が交流することで、仲間づくりの場 とする。		生後4~6か月の保護者を対象に、月1回離乳食 教室を開催。管理栄養士による講話の他、保護者 同士の交流を図る。また、希望者に対して個別相 該を実施し、離乳食の支援を行う。	3-()
子育ではあど相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした公認心理師による子育て 相談。育児不安やストレス等への適切な対応と支援を図る。		乳効児健診や地区活動等により把握したケースの うち、継続して育児支援が必要と思われるケース か対応が開催なケースで相談を希望している就学 前の児の保護者を対象に、公認心理師による相談 を実施し、別の不安やストレス等への適切な対応 と支援を図る。	7-(1)
幼児発達相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした発達相談。保健師により 発達検査を実施したあと公認心理師による相談を実施する。		幼児発達相談を月2~3回程度実施する。また保健師による相談については随時対応する。	7-(1)
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査において、育児や発達に不安や困難を感じている 保護者に対し、関わり方を助言するとともに、維続フォロー等につ なげることで、保護がある市別不安の軽板に通知生活で様々な生きづ らさを抑えている。 歳をか月児、3歳児、5歳児を課診査に公認 心理師を配置し、発達・育児に関する相談を受け付け、相談内容に 応じて支援方法を決定し、必要な機関への紹介や継続フォローにつ なげることで発達権がい光の早期発見、早期支援を固る。		【個別健診】1か月児健康診査、4か月児健康診査、9か月児健康診査、9か月児健康診査 【集団健診】1歳6か月児健康診査、3歳児健康診 量、5歳児健康診査	7-(1)
乳幼児健康診査(個別相談)	4か月児健康診査、9か月児健康診査 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査		I か月児健康診査、4か月児健康診査、 9か月児健康診査、I歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査、5歳児健康診査	7-(1)
こんにちは赤ちゃん事業	訪問を行うことによって、問題を抱えながらも支援につながって いない家庭を把握し、有児で家庭が抱える困難や問題点について適 切な支援に繋げることで、母親等の自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	乳児がいる家庭を訪問し、子育で支援に関する情 報提供を行うと共に、様々な不安や悩みを聞き、 銀子の必身の状況や養育環境等の把握や宣言を行 う。支援が必要な家庭に対しては、適切な保健・ 福祉・医療サービへ、繋ぎメンタル不調や母親の 自殺リスクの軽減を図る。	13-(1)
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育で期までの切れ目ない継続的な支援によって、母 親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、 アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母 親の育児不安の軽減を図る。		妊娠届出時の面談、妊娠8か月時のアンケート (希望者のみ200m面談を実施)、長後の面談を行 い妊娠期から此産・子を期まで切れ目ない支援 を行うことで子育で世帯の不安軽減を図る。 アプリを活用しまなシラくン面談や育実情報の配信を行うことで市民の利便性の向上を図る。	13-(1)
育児支援家庭訪問	妊娠・出産はホルモンバランスの著しい変化に伴い、心身に急激 な変化をもたらし、メンタル不調を生じやすい。初回訪問時に支援 者が共通の民党で名観的に電機のメンタルへルスを評価すると て、潜在化する産後うつ等の問題を把握し、支援に繋ぐことで自殺 リスクの軽減を図る。		子育でに不安や困難感を抱える家庭等に対し、育 丸支援訪問経算や代縁節等が訪問し相談支援を 行う。初回訪問等に質問票セットを用いて客観的 に母観のメンタルへルスを評価することで、潜在 化する産後うつ等の問題を把握し、早期に支援に 繋ぐことでメンタル不満や自殺リスクの軽減を図 る。	13-(1)
産後ケア事業	検察族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産 婦やその家族を支える力が弱くなってきている。妊娠、出産・子育 てに係る妊産婚等の不安や負担が増えてきているため、母子や家族 の状況を見守り、状況に応じて妊産婦の心身を支援する。		支援を必要とする母子に対し、一定期間の宿泊、 通所または訪問により、心身のケア、育児指導等 の支援を実施し、母親の心身の安定、育児不安の 解消、児童虐待の未然防止を図る。	13-(1)
ママパバ教室	産前は、出産や産後の生活についての不安が強く、産後はメンタ ル不調が出現しやすい、出産に向けた準備や、産後の生活の変化を あらかじめ理解し、夫と共有することで、出産前後の精神面の負担 軽減を図る。		助産師、歯科衛生士、管理栄養士による講話、実 技体験を通して、妊婦及び夫が妊娠、出産・子育 て期における必要な知識を習得し、より良い子育 て環境づくりを促進する。	3-()
航学援助と特別支援教育就学奨励補助 に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学 用品質等を支給する。 ・特別支援学級等の在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	教育総務課	通年とおして実施。 様々な家庭環境の児童生徒の保護者に対し、経済 的な負担軽減を図っていく。	1 1 - (4)
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる 相談 (再掲)	者少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が 受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを 配布する。	社会教育青少年課	少年相談異3名が文代で、月~金曜の中後1時〜5 時、祝日・年末始紛を)し、青少年かその保護 者の電話相談・面談による相談を受けつける。 メールによる相談は毎日2時間受付け、返信す る。また、その情報が直接本人に届くよう、年2 回、小・中・高校を通して相談カード・保護者用 チラシを配布する。	11-(2)
教育相談	いじめ調査アンケートやQ-Uアンケート等を基に児童生徒の話 や悩みに耳を傾ける教育相談週間等を設けることで、児童生徒選解 の深化、家庭との選携操化を図る。また、必要に応じて、市教育相 総員、別堂舎選導教員、スクールカウンセー、スクールソー シャルワーカーとも連携して、個に応じたよりよい支援のあり方や 関係機関との連携を図る。		年2回(6月と11月頃)のいじめアンケートと その後の個別面談を実施する。 一人一人の実施で限と学級全体の状況を把握し、 心配な児童生徒に対応するために、市立全小中学 校で小学3年生から中学3年生の全員を対象とし たQ-Uアンケートを実施する。	11-(2)
校内居場所づくり支援	不登しぶりや教室に入れない児童生徒への支援として、モデル校 に対し、校内への新たな帰場所づくりを進めることにより、再登校 や学級復帰を支援する。	学校教育課	市内小学校4校をモデル校として、児童が安心で きる、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりを支援する。居場所づくりの取組は、市内各 小中学校に開加し、再登校や学級復帰の支援とし て生かしていく。	11-(2)
心と学びの記録・振り返り支援システムの導入	児童生徒が日々の感情や学びを「天気」で表現し、見える化できるシステムを小中学校に導入することで、教職員が児童生徒一人一人の心の状態を把握しやすくするとともに、より児童生徒に寄り添った対応を行えるような仕組みづくりを行う。		11月に「心の健康観察」アプリの導入を予定している。児童生役は、タブレット端末を使用して、朝や放課後をどに気持ちを天気にして記録することで、表持ちの変化を可視化することができる。また、統令型収録支援システムと連携しており、数職員外重全後の表持ちの変化が不顧、SOSのサインを把握し、いじめや不登校の早期発見や指導支援に生かしていく。	- (2)

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と国り感を共有 し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して 収組む。		特別な支援を必要とする児童生徒への対応に係わる研修会を年3回開催し、各小中学校教職員 名 以上の参加を募っている。研修で学んだ内容について、保護者との面談等の際に共通理解を図り、 支援に生かしていく。	11-(2)
不登校未然防止と不登校児童生徒への 支援・援助	各学校では、市教育相談員のみならず、別室学習指導員、スクール ソーシャルワーカー、担任はもとより担任外などによる情報共有と 校内体制の充実を図っており、一人一人のニーズに対応したきめ細 かかな取録を進めている。また、指導要録上の近境扱い。15億名 ガイドラインの策定を含め、適応教室「風」での指導の機会が得ら れない、あるいは個類な児童生徒がいることを踏まえ、民間のフ リースクールなどを含む他機関との連携をより一層図っている。	學校教育課 山形市小學校校長会 山形市中學校校長会	いじめ、不登校対応研修会や教育相談担当者研修 会、生徒指導担当者研修会、市教育相談具研修 会、スクールソーシャルワーカー研修会など、そ 水ぞれの立場に応じた対応が到切に行えるように 研修会を実施する。また、「指導要録との出席扱 い」に係るガドラインの例かを管理戦や生活 導担当者に関加し、フリースクールなど他機関と 学校の一層の連携を図る。	11-(2)
縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施する。	学校教育課 山形市小学校校長会	市内各校の実態に応じて、縦割り班活動を展開 し、異学年交流を通して、協力や思いやる心の育 成に取り組む。	11- (7)
SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットや SNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。			I I - (6)
個人面談, 教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒 との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護 者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係 の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会		11-(2)
子ども相談窓口	弁護士による無料法律相談(電話)	山形県弁護士会		11-(2)
	現金・思春期を対象に、専門外来を実施し、鑑別・治療を実施。 こころの発達(自殺問題を含める)に関する相談を専門職が対応し 早期発見を図る。※電話相談含む。	精神科医療機関専門外来 (若宮病院)		6- (5)
若者				
	自殺の要因の一つとして、健康問題がある。若い頃(20~39歳)から、健康状態を確認するとともに、健康に関する正しい知識に触れる機会を設ける。	健康增進課	・対象者:山形市に住所を有する20~39歳 (昭和60年4月1日~平成17年3月31日生) の 者で、健診を受ける機会のない者。 ・個人通知発送数:5948人	11- (5)
若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生、大学生を中心とした若年層に対して、各学校を通じた啓発 リーフレットの配付や、学習施設、駅、大型商業施設など、多くの 若年層が利用する施設にリーフレットを配置することで相談窓口を 周知し、自殺防止を図る。	男女共同参画センター	4月に市役所へ啓発カードを設置し、随時補充する。 5月に大型商業施設へDV被害に関する相談案内 カードを遂付・配置する。 11月頃市関係施設や学習施設等にリーフレットや 啓発カードを遂付・配置する。	11-(2)
労働力確保推進事業	首都圏及び山形及び仙台を中心とした東北地方の大学に進学した 学生を主な対象とした合同企業説明会の実施。	産業政策課	首都圏へ進学した学生を対象とした合同企業説明 会を開催する。山形及び仙台の大学へ進学した学 生を対象とした就職イベントを実施する。	7- (3)
学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教職 員が相談に応じる。			11-(2)
学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カ ウンセラーが相談に応じる。			5-(3)
保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み 等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	山形県立保健医療大学		5- (3)
ハラスメント相談 ガ	あらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言 動の発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じ た場合における措置を行う。 ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。			5- (3)
フリースペース	不登校、ひきこもり、発達障がい者等の居場所			11-(5)
若者相談支援拠点	不登校、ひきこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への 家庭訪問や来所相談。	認定NPO法人発達支援研究センター		11-(5)
山形地域若者サポートステーション	5 ~ 4 9歳の方とその家族で、就職を目指している若年無職者 を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	株式会社セラフィム		11-(5)
2) 働き盛り世代			※重点的に取組む対象	自殺総合対策大綱における
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	日枚総合対東入網における当面の重点施策番号
	市が提唱するSUKSK生活の推進に向けて、職員が地域や事業 所等に出向いて出前講座を行うことで、働き盛り世代等の健康づく りを支援し、健康寿命の延伸を目指す。	健康增進課	市が提唱するSUKSK生活の推進に向けて、職員が地域や事業所等に出向いて出前講座を行うことで、働き盛り世代等の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を目指す。	5 - (2)
ワーク・ライフ・バランスに関する意 識啓発推進事業	男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進 するため、イクボス制度に関する啓発を図る。	男女共同参画センター	男性の家事・育児参画を目的とするイクメン・イクジイ講座を3回実施する。	12-(1)
	職域でのメンタルヘルス教育の実施について、講師の派遣に協力 するとともに、人村の育成 (産業保健師や関係者、市職員など) に も協力する。	山形県立保健医療大学		5-(1)
労働問題法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会		7- (5)
事業場への周知 G	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するため の検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止 のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等。	The Alle Mar all the gale fact aim see		12-(2)
事業場への指導	メンタルヘルス対策の指導を行う。	山形労働基準監督署		12-(2)
事業場への指導	心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック) の指導を行う。			12-(2)

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
事業場への指導	過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導を行う。	山形労働基準監督署		12-(2)
高ストレス者に対する面接指導	メンタルヘルス不調者やストレスチェックで高ストレス者と判定された者であって画接指導を希望する者は登録産業医の画接指導を受けることができる。この画接指導を診断を行うものではなく、ストレスに開送した必分の症状を構造の上で生活指導を行ったり、労働指導や調送との働き方の調整を行うものである。 産業医は職場に対し意児書を呼吸し、労働時間管理や配置転換等のアドバイスを行うこともできる。	山形地域産業保健センター		12-(2)
長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労 の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づ いて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス 者面接と同様。			12-(2)
ストレスチェック導入支援	ストレスチェック制度は義務化されているが、導入がスムーズに いっていない事業所や、実施義務のない50人未満の事業所でも導 入の希望がある場合に制度実施の支援・助言をする。具体的にはメ ンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問する。	山形地域産業保健センター		12-(2)
職場のメンタルヘルス対策推進	事業所の希望により、管理監督者、若年労働者等へのメンタルへ ルス教育を実施するほか、メンタルへルス対策促進員が臨場のメン タルヘルス対策の相談にあたる。これらには一部助成金もある(労 働者健康安全機構による制度)。	(産業保健総合支援センター事業)		12-(2)
3)高齢者			※重点的に取組む対象	
取 組	内容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症について の正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を支える認知症サ ポーターを養成する。		市役所大会議室を会場に年 I O 回開催するほか、 地域の団体等からの依頼に応じて随時開催する。	2-(3)
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職が医療・介護サービスを受けていない認知症 が疑われる人やその家族を訪問し、認知症の専門医等を含めた観察・評価を行う。本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行うことにより、関係専門機関に結びつけ自立した生活のサポートを行う。		地域包括支援センターからの依頼により認知症初 期集中支援チームが随時本人や豪族支援に対する 初期の支援を集中的に行う。	6-(1)
認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとともに医療 と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。		既存のチームオレンジの定着支援と新規のチーム オレンジ立ち上げに向けた取組み。認知症ケアパ スの普及。	6-(1)
75歳、80歳節目アンケート	高齢者の心身や生活の状況を確認するためのアンケートを送付し、必要に応じ、個々に合わせた対応を行い要介護状態になることを予防するとともに、介護予防についての意識を普及啓発する。		アンケートの回答で「閉じこもり」や「うつ」の 項目で基準に該当した方に対して訪問し、必要な 場合は、地域包括支援センター等につなぐ。	6- (6)
地区での介護予防講座	老人クラブやサロン等、地域からの依頼を受け、介護予防についての講話や体操等の実技を通して介護予防の普及啓発を図る。		依頼があったところに講師を派遣し、心身ともに 健康な生活を送るための取組について講話等を行 う。	6- (6)
住民主体の通いの場(立上げ支援・継続支援)	地域の身近な場所に、住民が主体となり、週 回以上の運動を行う通いの場を立ち上げることで、高齢者が気軽に社会参加できる場となり、身体機能の維持向上を図る。また、地域でのコミュニケーションの場、閉じこもり予防、見守り支援、支え合いの体制を促進する。		依頼があったところに講師を派遣し、心身ともに 健康な生活を送るための取組について講話等を行う。	6-(6)
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの 場や通所型、訪問型サービス利用終了者にリハビリ専門職等が訪問 し、必要な助言を行う。	長寿支援課	通所型サービスC利用を終了し、サービスにつながっていない者に対し、リハビリ専門職等が訪問し、必要な助言を行う。	6- (6)
山形市聴こえくっきり事業(再掲)	聴こえの大切さ、加齢性粗糖、ヒアリングフレイルに関する普及 啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化し た医、学、産、官の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介 護予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。		公民館等で「耳からの健康講座」を2回、「ヒア リングプレイルチェック」を「回実施し、聴こえに くさに早期に気づく機会を設ける。難聴へ早めの 対応をすることで社会とのつながりを維持でき、 閉じこもり予防、孤立防止につながる可能性があ る。	6-(6)
高齢者とその家族に対する総合相談支 援	介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の 調整や助言、情報提供等を行う。		引き続き長寿支援課窓口や電話での介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援 の調整や助言、情報提供等を行う。	7-(1)
高齢者の権利擁護支援	高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用を促進する。		引き続き高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促 進のための普及啓発を行う。	7-(1)
認知症カフェ	認知症の赤人や家族、認知症に関心のある方、介養従事者など、 地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設すること により、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。		認知症カフェ雑続の支援と新規立ち上げ支援を行う。	7- (0)
介護者交流会等(その他)	介護者交流会等の開催。 地域における高齢者の屈場所づくり。		ねたきり高齢者等を在宅で介護している介護者に対し、介護から一時的に解放し、身体的・精神的 対出の軽減及や抗選者相互の完施を支援し、表 のリフレッシュを図る機会として、介護者交流会 を開催する。介護者のけりフレッシュ講座、お食 奉会、介護に関する相談コーナー設置などを予 定。(86年度は12月実施予定)	7- (10)

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
地域包括支援センター	・総合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合 的に応じ、必要な支援の調整や情報提供等を行う。 高齢者を利備護支援 高齢者を持への対応や成年後見制度の利用支援。 ・介護者支援等 案族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援。	長寿支援課 地域を核支援センター (長寿支援課委託事業)	引き続き以下の取組を行う。 総合相談支援 高齢者に関する様々なサービスや支援の調整を 行う地域の身近と総合相談窓口として、本人、家 該等からの相談に応じる 高齢者の権利機護支援 高齢者を指令の対応や成年後見制度の利用支援 行う。 ・ 介護者支援等 任事を有する介護者がその介護についての相談 ができるよう、企業等に対しても相談窓口の開知 を進めるととし、ヤングアラーを含む実施 護者の不安に寄り添った支援を行うなど必要な対 応を行う。	ョリン主 示他来替う 7-(1)
要介護認定調査	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施する。認定調査時に 担当のケアマネジャーが決まっていない場合は、地域包括支援セン ターの紹介を行う。		要介護認定を申請した者に、認定調査を実施する。認定調査時に担当のケアマネジャーが決まっていない場合は、地域包括支援センターの紹介を 行う。	7-(1)
介護に関する窓口相談	☆講に関する相談をうける際に、本人やご家族の状況に応じて、 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも連携しながら、必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、 高齢者の介護にかかる負担の軽減を図る(介護保険の申請や介護保 険料の納付に関する相談等)。	介護保険課	介護に関する相談をうける際に、本人やご家族 の状況に応じて、地域包括支援センターや居宅介 護友事業所とも連携しながら、必要な医療や介 護養等のサービスもよび生活サポート相談等につな ぎ、高齢者の介護にかかる負担の軽減を図る(介 護保険の申請や介護保険料の納付に関する相談 等)。	7- (10)
高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)。	山形県弁護士会		7- (5)
4)生活困窮者			※重点的に取組む対象	
取組	内 容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
母子生活支援施設入所措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その監護すべき児童の母子生活を規施設への入所を実施し、入所施設の実施運管費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。		母子世帯の相談に応じ、必要があれば母子生活支 援施設への入所措置を実施し、自立促進に向けた 支援を行う。	7- (4)
母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援員を配置し、ひとり競性帯等の様々な相談に応 じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の資付や資格取得を目的とし た給付金の申請等、具体的な支援を行う。	こども家庭支援課	母子父子自立支援員(女性相談員と兼務)3名を配置し、ひとり親世帯等の様々な相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格取得を目的とした給付金の申請等、具体的な支援を行う。	7- (4)
ひとり親家庭等医療費助成事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある男子であるひと リ親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、医療費について助 成を行う。		ひとり親家庭で母親又は父親が所得税非謀税の場 合、18歳以下の児童とその母又は父、両親のいな い18歳以下の児童に対し、保険診療の自己負担分 を助成する。	7- (4)
多重債務者無料相談会の開催	国の多重債務者対策本部の「多重債務問題改善プログラム」に基 つお設置された「山形県多庫債務者対策協議会」の構成機関とし て、行政機関、金融機関、非護士会、司法書士会等の関係機関・団 体と連携を取りながら、総合的・効果的に多重債務問題の改善を図 る。	消費生活センター	山形県多重債務者対策協議会が I 月~ I 2 月 に開催する「借金に関する無料法律相談会」を本 センターにおいても開催し、潜在的な多重債務者 が身近な相談窓口を訪れる機会を提供する。	7- (2)
生活保護受給者等就労自立促進事業	市役所にハローワーク戦員による「ワークステップやまがた」を 開設し、生活国窮者等に対し、福祉と就労の支援をワンストップで 行う。来所された生活国窮者等がハローワークに出向くことなく、 就労支援員による一貫した就労支援を受けることができる。		取組を実施する。	7- (3)
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活国窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態に あったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、 関係機関への同行訪問や就労支援員による私労支援を行う。		取組を実施する。	7- (3)
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金支給事業)	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活国際者に対し て、家賃相当の給付金を有期で支給し、住居と就労機会の確保への 支援を行う。		取組を実施する。	7- (3)
生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	生活国窮者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関 する課題を分析し、家計収及の「見える化」と支援計画の作成を行 い、モニタリングと出解管理の支援を実行し、相談者自らが家計の 安定化を図り自立した生活の定着を送れるよう支援を行う。	生活福祉課	取組を実施する。	7- (3)
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	直ちに就職が困難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に 関する支援から、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向 けた技法や知識の習得等を促し、就労に結びつけるとともに、最終 的には自立できるように支援を行う。		取組を実施する。	7- (+3)
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準 に満たない方を対象に、遠沢派遣や日常生活上の困難に関する相 談・助言を行う。		取組を実施する。	7- (3)
生活保護施行に関する事務	就労支援・健康管理支援・高齢者支援・資産調査など。		取組を実施する。	7- (3)
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助。		取組を実施する。	7- (13)
要援護世帯への優先措置	市営住宅確保の支援。必要に応じて福祉部門との連携を図る。	管理住宅課	市営住宅入居において、要援護世帯への優先措置 を設けることにより、住宅確保の支援を行う。	7- (3)
税の賦課(軽減)	低所得世帯に対し、均等割、平等割の軽減(7割、5割、2割) 措置 (申請不要だが家庭内で未申告の者がいる場合は非該当) や非 自発的失業者の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計 算する措置(申請必要)がある。	国民健康保険課	7月に当初納税通知書を発送。その後に該当者が 発生した場合は直近の月で決定通知又は変更通知 を発送。	7- (3)
生活サポート相談窓口 (再掲)	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごと を感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いなが ら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	取組を実施する。	7- (+3)
職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワークやまがた		7- (3)
多重債務法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)。借金その他の債務を原 因とする自殺は多く見られ、法律相談や破産等の法的手続を通して 借金問題を解決して自殺リスクの軽減を図る。	山形県弁護士会		7- (5)
生活保護法律相談・自立相談支援事業	弁護士による初回無料法律相談(面談)			7- (13)
被保護者·生活困窮者就労準備支援事業	自殺リスクの高い無業者の就労を支援を行い、自殺対策につなげる。 また、事業対象者は50代が多く、この世代を対象とした居場所が既存にはないため、居場所につながることで孤立を防ぎ、自殺を予防する。	認定NPO法人発達支援研究センター		7- (3)
i .	1	t		i

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
5)女性			T	自殺総合対策大綱における
取組	内容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	当面の重点施策番号
女性の思春期から更年期までの相談	助産師が女性の体の悩みを聞くことで、相談者の体に関する様々な不安や悩みを解消するための支援とする。	男女共同参画センター	通年(随時)	13-(3)
女性相談	売春防止法に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な困難を 抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	こども家庭支援課	売春防止法の一部が移行された困難な問題を抱え る女性への支援に関する法律(令和6年4月1日 施行)に基づき、女性相談員(母子父子自立支援 員と兼務)3名を配置し、多様化・複雑化する相 談及びDV相談に対応する。	13-(3)
女性の健康相談事業	専門機関への相談は敷房が高いと感じる対象者もいる中で、生活 に身近な機関が相談の受り皿になることにより、相談支援を通じて 不安や孤立感を軽減し、メンタル不調等の自殺リスクの軽減を図 る。	母子保健課	・随時窓口や電話等で相談支援を行う。また、ホームページ等 を通しでプレコンセブションケアを推進することで、若い世代 が将来を見越えたタイプブランを立て、必身状に優珠・選ごせ るよう支援することでメンタル不振のリスクの軽減を図る。 ・今年度中にプレコンセブションケアに関するセミナーを開催 し、知識の普及登発を図る。	13-(3)
6) ひきこもり				
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
ひきこもり相談	ひきこもり者だけではなく、ひきこもり者を抱える家族は出口が 見えない関わりに破弊し、悩むことが多い。問題の深刻化を防ぐた め、ひきこもり者やその家族の相談支援を行う。	健康增進課	月1回、医師によるひきこもり相談を開催。 職員による相談は随時対応。	7- (11)
ななかまど(ひきこもり家族交流会)	ひきこもり者を抱える家族が、ひきこもりについての正しい情報 を収集・共有し、交流できる機会を提供する。		令和6年度より会を統合して「ななかまどの会	7- (11)
一歩一歩の会(家族向けひきこもり学 習会)	ひきこもり者を抱える家族が、精神科医師等による講話等を通 し、ひきこもりについての正しい知識や対応方法を学ぶ。	健康增進課	(家族向けひきこもり学習会)」とした。 外部講師による学習と家族交流の場を年5回開催。	7- (11)
孤独・孤立対策事業	ひきこもりを始めとする様々な問題の深刻化を予防するため、官 民が連携した「山形市つながりよりそいブラットフォーム」を設置 し、孤独・孤立対策を検討していく、自殺の要因ともなりうる。 まない孤立が深刻化し、問題が顕在化してしまうと、その解決には 本人や家族、支援者等の負担が大きくなる。そうした状態になる前 に予防的アプトリールを発しているがしまりをいうという。 は一手がのアプトリールを発しているがある。	生活福祉課	AIと専門職によるハイブリッド型24時間LIN E相談「つながりよりそいチャット」の開発を進 め、令和6年7月より環境ド間始し、孤独・孤立 の悩みを拠えるか相談に対応する。 また、必要とされる支援を関係機関と連携し、ひ きこもりをはじめとする深刻な問題の予防に取り 組む。	7- (11)
ひきこもり相談支援事業	対人関係や行動等に問題を持つひきこもりの人々に対して、小集 団活動を行う。	山形県精神保健福祉センター		7- ()
ひきこもり生活者支援事業	ひきこもり状態にある方々に対し包括的な支援につなげるため、 「ひきこもり相談支援員」を 1 名配置し、アウトリーチ等の実施や 社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会(生活福祉課委託事業)	ひきこもりの実態として長期化・高齢化の傾向が 見られ、この状態が埋続すると、ひきこもり状態 にある本人や家族の経済的、精神的な負担が増加 し、自殺のリスクが高まる。引き続き「ひきこも り相談支援員」によるアウトリーチ支援等を行 い、本人や家族の社会的返立を防ぐ。	7- (11)
7)がん患者・慢性疾患患者等				
取組	内 容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
難病支援	難病患者とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に 直面し不安を抱えることが多い。そのため必要に応じ、利用可能な 制度や手当等を紹介し、また難病疾患センターを含む各関係機関と 連携する。		難病患者やその家族に対し、電話や訪問等により、適切な在宅療養支援を行う。必要に応じて各関係機関と連携し対応する。	6-(8)
がん検診	がん検診により、がんに関する正しい知識の普及登発を行う。	健康增進課	がん検診(胃・大腸・呼吸器・子宮・乳・前立 腹がん)を地区集団検診(公民館・コミュニ ティーセンター等)・センター内集団検診・個別 検診(個別医療機関等)で実施する。 ・実施期間:4月~3月25日	6- (8)
がん患者医療用ウイッグ・乳房補整具 購入費助成事業	がん患者は、治療に伴う外見上の悩みだけでなく、身体的、心理 的、経済的、社会的な悩みや不安を抱えていることも多い。こうし た悩みが深刻化することにより、自殺リスクを高める可能性がある ため、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。		通年申請を受付けると共に、さまざまな悩みや 不安について相談を受けた際には、必要に応じて 適切な支援先に繋ぐ。	6-(8)
がん相談(がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安 やつらぎををしっかり受け止め、それらを軽減するためにどうした ら良いかを一緒に考える。	済生館	平日8:30~17:00に、対面及び電話による相談を 受けつける。	6-(8)
相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会		7-(1)
8)災害被災者				
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
県外避難者支援事業	東日本大震災の発生から年数が経過し、長期の避難生活を余儀なくされている世帯に対し、艾洗機会主提供し、情報交換を行うことで避難生活で不安やストレの軽減、孤立が形ち図る。 (1) 山形市避難者交流支援センターの設置、運営 (2) 避難者の付報提供 (3) 避難者向け交流会の実施 (4) 各種団体との連携	防災対策課	・講座を実施することで、避難者同士の交流の機会を図り、ストレス解消に繋げる。また、センター職員が参加者との対話の中から現状やニーズを把握する。 連難者交流支援センターを継続して開設することで、避難者交流支援センターを継続して開設することで、避難者の様々な相談を受ける。	ョ 面の集点を集合す
豪災避難者健診	需災による避難者の方には、家族や住み慣れた地域の喪失、生活 環境の変化により様々なストレスを感じ、自殺リスクを抱えた方も 少なくない、避難者健診において健康状態を確認するとともに、相 該や支援を行う。	健康增進課	対象者に対して案内チラシを送付し、R7.1月 に健康診査およびがん検診を実施する。	5- (4)

### 1990	取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
# 11	(2) 適切な精神保健医療福祉サー	ビスの提供			
### 1995年 1997年 - 1997年 1997	取 組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
### (### ### ### ### ### #############	精神福祉制度説明会	相談先や給付制度等について説明を行い、希望者には終了後に個別	。 ・ 何仲はかい 4 mm (成りしのり) さ 用い、 おり」を用い、 相談先や給付制度等につい 等について説明を行い、希望者には終了後に個別 相談先の る。		6-(1)
### 2015年 2月12日 1997 (1997年 1997年	精神障害者手帳の申請	び交付決定は県が行う)。各種の障がい者福祉サービス等を利用す	学 のい倫化。珠	手帳の交付申請受付、県への進達、交付を行う (同手帳の認定及び交付決定は県が行う)。	6-(1)
□ 日本会社の主義を対していまった。 1 日本会社の主義を対し、対点性の関係の関係の対していまった。 1 日本会社の主義を対していまった。 1 日本会社の主義会社の主義会社の主義会社の主義会社の主義会社の主義会社の主義会社の主義	障がい者虐待防止事業	があることが多いため、虐待対応を通じてその世帯全体の問題を把	障がい福祉課	虐待に関する相談や通報に適宜対応する。	6-(1)
図画の音音を描述的な異似	精神保健福祉相談	治療や再発の予防、社会復帰の促進をめざし、地域住民の精神的健	(\$16.16.16.1m)	施。	6-(1)
************************************	精神障害者の退院後支援	生活を安心して送ることができるよう、必要な医療等の包括的な支	候夢增進課	本人の支援同意が得られた場合、「退院後支援計 画」を作成して個別支援を実施。該当ケースがあ	6-(1)
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	医療全般に関する専門的助言				6-(1)
	うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会		6- (6)
####################################	自殺予防活動	見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依			6- (7)
日刊75年	受診相談		精神科医療機関(若宮病院)		6-(1)
### でおける美術 () 一のの記念を担信、生きがイケア・活動有象を担いてお知生は	専門外来		精神科医療機関(若宮病院)		6-(6)
####################################	専門外来	て相談支援、受診対応、またデイケア・訪問看護を用いて地域生活			6- (7)
(3) 健康・生活・経済・仕事に関する複雑の意実 取 制 内 名 別点達・前径機の機関 今和の意度の実践性画 自移組合対策大綱に 対象が進行、	各種相談事業		山形県精神保健福祉センター		6- (7)
要 組 月 容 原稿達・関係機関 今年6年度の実験計画 合理の可見を示す。	依存症関連問題対策事業	依存症学習会、アルコール家族ミーティングの開催。			6- (7)
(政務選手 の	(3)健康・生活・経済・仕事に関	する支援の充実			6 40 40 4 blan 1 600
大型の上の一部を発生性の現在が出来を表現して、対象を含ませました。	取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	目殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
対象の表の回避動物及を通し、市民の日家の中に運動習慣を効果的に 担当する。	健康增進計画策定推進事業				5- (2)
食生活改善推進協議会の育成	健康づくり運動普及推進協議会の育成	りのための運動普及を通し、市民の日常の中に運動習慣を効果的に		援し、健康づくりのための運動普及を通し、市民 の日常の中に運動習慣を効果的に推進する。	5- (2)
(以)、社会(S)、禁煙・受動吸煙防止(K)のSUKSK生活 を推進する。 (以)、社会(S)、禁煙・受動吸煙防止(K)のSUKSK生活 (支護者 (S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動吸 「大き (大き (S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動吸 「大き (大き (S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動吸 「大き (大き (S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動吸 「大き (大き (大き (大き (大き (大き (大き (大き (大き (大き (食生活改善推進協議会の育成	を図る。地区での料理講習会や健康まつり等において、会員や地域		館・コミュニティセンターにおいて健康まつりを 実施予定。全員研修や野外研修など会員同士の親 睦を図りながら、地域における食生活改善の活動	5- (2)
食事(S)、薬動(U)、休養(K)、入生会(S)、茶煙・受動 収費防止(K)の SUKS K生活の推進と、保健所シンクランクに より健康データ分析に取り組んでいる「歯周病」、「海塩」、「腹 耐配滴」、「フレイル」について、チラシやボスター等により骨及 管発に取り組む。 自殺の要因の一つとして健康問題がある。健康教育や健康相談を 進して、健康に関する正いか知識の普及啓発を行い。自殺リスクの 領域を図る。また、健康総関する正いか知識の普及啓発を行い。自殺リスクの 領域を図る。また、健康総関する正いか知識の普及啓発を行い。自殺リスクの が変を図る。また、健康総別は一次理的が協か不安の訴えが あった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。 特定感染症検査等事業 位感染症の背景には、性に関する運動の性の水平のその訴えが あった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。 体感染症の背景には、性に関する運動の地域と呼吸の があった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。 (E) (基準表に対して、通知な支援先に繋ぐ。 (E) (基準表に対して、通知な支援を行い、自殺リスクの経域を図る。 (E) (基準表に対き別服業者に対して、通知な支援を行う。 重複または参別服業者が関える生活や健康の問題解決について訪問 等により支援を行う。 東複または参別服業者が関える生活や健康の問題解決について訪問 等により支援する。対象者の中にに関薬に関する問題を抱える者も 多く、特に評析系の案の対象、重要が多い、必の報告が実践内の相談など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。 特定健診受診接の医療機関への受診動後と生活習情病の予防に関 することについて、診問等により保健指導を行う。指導の中で、日常生活の協いなどの相談などの情報を移るとの相談など変けることもあることから、指導、相談や支援を行う。 特定健診受診接の医療機関への受診動後と生活習情病の予防に関 することについて、診問等により保健指導を行う。指導の中で、日常生活の協いなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 対定健診受診接の医療機関への受診動後と生活習情病の予防に関 することについて、診問等により保健指導を行う。 特定健診受診接の医療機関への受診動後と生活習情病の予防に関 することについて、診問等により保健指導を行う。指導の中で、日常生活の協いなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 することについて、診問等により保健指導を行う。 特定健診安はなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 することについて、診問等による電話または診問指導を行う。 「対し、アー(I) (ス) (基準と対し、高速などの対しを対し、対し、アー(I) (基準と対し、大きなどの)	SUKSK生活推進事業	(K)、社会(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)のSUKSK生活		(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動喫	5- (2)
健康教育・健康相談 基して、健康化関する正しいか調の普及啓発を行い、自殺リスクの 軽減を図る。また、健康相談と問うな実現を開発しません。 特定感染症検査等事業 性感染症の背景には、性に関する深刻な問題を抱えていることが 多く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい か識の普及や支援を行い、自殺リスクの軽減を図る。 重複多利服薬対策(国保保健事業) 重複多利服薬対策(国保保健事業) 事複または多別原業者に対して、適正な医療受診と服薬について の指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について的問 等により支援する。対象者の中には服薬に関する問題を抱える者も 多く、特に精神系の薬の多別、重複すをい。心の相談や家庭内の相談など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。 生活習慣病量症化予防(国保保健事 業) 本とは一切の受診動災と生活習慣病の予防に関することがら、指導、相談や支援を行う。 世紀からの要望等に応じて、健康教育・健康相 はとまれて、必要なに応じて、健康教育・健康相 はで実施する(同様の関係を実施する(同様ので見からと服薬について が見かなどの表達を無料・匿名 フー(1) 対象者に対して、適知文書を送付し、その後保 健師等による電話または訪問指導を行う。 対象者に対して、通知文書を送付し、その後保 健師等による電話または訪問指導を行う。 対象者に対して、通知文書を送付する。また対 家者のうち保健指導が必要と判断された方に対し て、保健師等による電話または訪問指導を行う。 フー(1)	SUKSK生活管及啓発事業	喫煙防止(K)のSUKSK生活の推進と、保健所シンクタンクに より健康データ分析に取り組んでいる「歯周病」、「減塩」、「腹 部肥満」、「フレイル」について、チラシやポスター等により普及	健康增進課	(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)のSUKSK 生活の推進と、保健所シンクタンクにより健康 データ分析に取り組んでいる「歯周病」、「減 塩」、「腹部肥満」、「フレイル」について、チ	5- (2)
特定感染症検益等事業 多く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい た臓の普及や支援を行い、自殺リスクの軽減を図る。 重複を利服薬対策(国保保健事業) 重複を利服薬対策(国保保健事業) 重複を利服薬対策(国保保健事業) 重複を対象を支援を行う。 重複を対象を支援を行う。 変化に対象者が抱える生活や健康の問題解決について の指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について の指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について が指導を含め、対象者の中には服薬に関する問題を抱える者も 多く、特に精神病を少い、のの相談や家庭内の相談な家庭内の相談など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。 特定健診受診後の医療機関への受診勧奨と生活習慣病の予防に関することについて、診問等により保健指導を行う。指導の中で、自 常生活習慣病量症化予防(国保保健事業) 「対象者に対して、通知文書を遂付し、その後保健所等による電話または訪問指導を行う。 「対象者に対して、通知文書を遂付する。また対 常者の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 「対象者に対して、通知文書を遂付する。また対 常者の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 「対象者に対して、通知文書を遂付する。また対 常者の言な保健指導が必要と判断された方に対し て、保健師等による電話または訪問指導を行う。	健康教育・健康相談	通して、健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、自殺リスクの 軽減を図る。また、健康相談の場で心理的な悩みや不安の訴えが			7-(1)
・ の指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について訪問 要複多利服薬対策(国保保健事業) 等により支援する、対象者の中にに服業に関する問題を抱える者も 多く、特に精神系の薬の多剤、重複が多い。心の相談や家庭内の相 該など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。 本活習慣病重症化予防(国保保健事 業) ・ 特定健診受診後の医療機関への受診勧奨と生活習慣病の予防に関することについて、訪問等により保健指導を行う。指導の中で、日常が成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 ・ 大きないのようなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 ・ 大きない成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 ・ 大きない成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 ・ 大きない成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。 ・ 大きない成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。	特定感染症検查等事業	多く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい		B型・C型肝炎の定例相談及び検査を、無料・匿名	7-(1)
生活習慣病重症化予防(国保保健事 することについて、訪問等により保健指導を行う。指導の中で、日 東京が成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 談や支援を行う。 「大学生物に対して、保健師等による電話または訪問指導を行う。」 「大学生物を対して、現地な書を返行する。また対 でも、が成みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相 はや支援を行う。	重複多剤服薬対策(国保保健事業)	の指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について訪問 等により支援する。対象者の中には服薬に関する問題を抱える者も 多く、特に精神系の薬の多剤、重複が多い。心の相談や家庭内の相			7-(1)
 雑尼塩の治療を中断していると思われる者に対して 圧繊維限へ		することについて、訪問等により保健指導を行う。指導の中で、日 常生活の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相		象者のうち保健指導が必要と判断された方に対し	7-(1)
糖尿病治療中断者に対する受診勧奨 (国保保健事業) 対象者に対して、適か文書を送付し、その後保 (国保保健事業) 対象者に対して、通か文書を送付し、その後保 (国保保健事業) がよなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談を行う。		悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談を行			7-(1)

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号
保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時 に、本人もしくは家族の精神状態を察加し、適切な機関につなげ る。	国民健康保険課	年間を通じて自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは 家族の精神状態を察知し、適切な機関につなげる。	7-(1)
ふれあいバス事業	地域福祉の向上を目的として福祉バスを運行しており、福祉目的 の利用に供することにより、福祉に対する理解や意識を高める。	生活福祉課	民生委員、地区社協役員、福祉協力員等の研修事業の他、高齢者の生きがい対策や居場所づくりの 拠点となっている「いきいきサロン」の外出支援 事業の利用や保育園の園外保育事業等の目的の利 用ためにバスを運行する。	5- (2)
福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的 かつ継続的な福祉活動を支援する。		市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活動 を支援することにより、福祉課題の早期発見や見 守り体制の充実に繋げる。	5- (2)
ごみ出し支援事業	自らごみを集積所に出すことが困難な高齢者、障がい者のごみ出 しを、地域の協力者又は、自宅前戸別収集により支援する。	ごみ減量推進課	「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」及び「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」に事業内容を 掲載し、周知を図る	5- (2)
男女共同参画センター学習事業	DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を行い、男女共同 参画社会の実現の推進を図る。		DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を 20回程度実施する。	7-(+)
配偶者暴力(DV)防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係 機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁 内連絡会議を認慮し市の開塞を譲じ連携してDV防止と秘書を 援、保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機 関等の周知を行う。	男女共同参画センター	D V等被害者からの相談対応を照解行う。 6月にD V対策庁内連絡会議を開催する。 随時、D V防止がシフレット等を配布するととも に、「女性に対する暴力をなく可達動、胴間へ かけ、音管理職によるパーブルリボンの着用や D V防止啓発パネル展示(月 8日~ 月2日)を 行う。	7-(1)
一般相談	カウンセラーが心の悩みを聞くことで、相談者が日常生活で抱える様々な不安や悩みを自ら解消するための支援とする。		女性カウンセラーによる相談を開館日に実施する (週27時間)。	7-(1)
法律相談	債務問題、人権問題など、自殺防止に係ることを含めた法律に関する問題について、弁護士による相談の機会を提供する。		弁護士による相談を月3回(1回の相談につき最大 4件)実施する。	7-(5)
市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法律的な相談等多岐に わたる分野で関係機関と連携しながら対応する。また、窓口に、他 機関で実施している相談窓口のパンフレットや各種登等用のチラ シ・ポスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周知容発を 図る。	市民相談課	支援に係るリーフレット等の配布資料があれば、 市民から関連する相談を受けた際に周知すること が出来る。	7-(1)
金融対策事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営 難に陥り自我のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、 適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	産業政策課	市内中小企業の経営の安定等に向け、市か会融機 間に融資原資の一部を預託することによる低利の 制度融資を用意する。 信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証 料の一部を補給する。	7-(4)
障がいに関する相談対応業務	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対応する(障がい福 祉課窓口及び委託した相談支援事業所において実施)。	障がい福祉課	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対 応する(障がい福祉課窓口及び委託した相談支援 事業所において実施)。	7-(1)
外国人相談窓口	市役所での手続きや日常の悩みの相談及び日本語教育等の情報提供を行う一般相談と、行政者上と多言語が成可能な相談員を配置し 法律相談への対応をする専門相談の窓口を開設し、在住外国人の支援を行う。	国際交流センター	下記のとおり、一般相談及び専門相談窓口の運営を実施する を実施する (9:30~18:00 回際交流員(英語・韓国語・中国語) を配置 専門相談: 毎月前 3 水曜日 1:00~15:00 山形県行政書と全所属の行政書士2名 相談員(英語・韓国語・中国語)を配置 (ベトナム語、タガログ語、ポルト カル語、インドネシア語、ネパール語 は要予約で対応)	7-(1)
医療福祉相談 (医療相談室)	疾病に関する質問、生活上や人院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館	平日8:30~17:00に、対面及び電話による相談 を受けつける。	7-(1)
虚待(疑い)患者への支援(医療相談 室)	虐待 (精神的、身体的、性的、ネグレクト、経済的)、または虐 得の疑いがある患者が受診した場合、必要時に経過観察人院とす る。入院後、事実関係を測度・確認し、児童・高齢者・障害者・D V等の関係機関へ通報・相談する。	済生館	該当者がいる場合、達やかに関係部署に通報・相談を行う。	7-(1)
消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消 費者保護を推進する。		法的解釈や判断等が必要な消費生活相談事案に 対応するため、山形県弁護士会に弁護士の派遣を 依頼し、毎月 回市民等を対象とする法律相談を 行う。	7-(5)
消費生活相談事務	消費者と事業所との間に生じた商品やサービスに関する苦情など について、専門の消費生活相談員が公正な立場で相談を受け付け、 解決に向けた支援を行う。	消費生活センター	消費生活相談員が、消費者からの商品やサービ スの契約トラブル等に関する相談を受け付け、解 決に向けた支援を行う。	7-(1)
応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に 身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当 感謝カード」を配布する。	消防本部	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、 「応急手当感謝カード」を配布し、応急手当実施 後に身体及び精神的不安を感じた場合の窓口とし て、市民の相談に対応する。(参考:令和5年配布 枚数 25枚)	7-(1)
求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士や公認心理士によるカウンセリングを行う。	ハローワークやまがた		7-(1)
自殺予防のための電話相談	悩みを抱え孤立している方々の電話相談実施(無料)。	山形いのちの電話		7-(1)
相談支援	療育が必要な児童や障がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応を行う。	委託相談支援事業所 (障がい福祉課委託事業)		
心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等。	認定NPO法人発達支援研究センター		7-(1)
企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営、金融、税務等の相 談に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。	1.80 m V 200 m		7-(1)
定期窓口相談・専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じ る。	山形商工会議所		7 - ()

取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号			
ふれあい総合相談所	暮らしの中の様々な悩みや心配事、家族問題、人間関係などの因 りごと相談に応じる。月上数回、弁護士や税理士、人権擁護員によ る専門職相談も実施。社協的相談業務との連携も図る。			7-(1)			
福祉サービス利用援助事業	市2町を担当する基幹的社協。福祉サービスの利用がわからない、お金の引き落として支払いがうまくできないなど、日常生活に不安を持っている高齢者で障がいのある力を支援する事業として利用者の権利と議算するために、民生委用処置委員や福祉関係者、病院、行政等と連携し生活を支援する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会		7-(1)			
医療福祉相談窓口	経済的困窮者や、退院後の療養生活について心配な患者へ、ソー シャルワーカーや看護師が相談を行う。	総合病院医療機関相談室 (山形県精神保健福祉士協会)		7-(1)			
くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談)を実施する。※年2回実施。	山形県弁護士会		7-(5)			
(4) 地域生活課題の解決に向けた	包括的支援体制の構築						
取組	内 容	関係課・関係機関	令和 6 年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号			
我が事・丸ごと地域づくり推進事業 (再掲)	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる 活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を 自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を 構築する改組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	住民が地域の生活課題を自らの課題(我が事)と 接え、それらを(丸ごと)受け止め解決に結びつ ける仕組みづくりを行う。令和6年度は21地区23拠 点から新規で2地区2拠点を増やして実施予定。	7-(1)			
福祉まるごと支援事業	型括的な相談支援体制を構築するとともに、アウトリーチ等による継続的な支援によって本人との信頼関係の構築に向けた支援に力 点を置き、潜在的な相談者や支援が描いていない人に支援を届け る。 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭同 の個別ープ以前するため、地域の社会資源などを活用して社会 とのつながり作りに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活福祉課委託事業)	委託先の市社協と連携を取り、重層的支援体制整 備事業の関係課や関係事業と連携して支援を行う。	7-(1)			
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図	を防ぐための地域医療連携						
取 組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号			
自殺企図患者への地域医療連携 (医療相談室)	自殺企図者は精神科的治療を必要としている場合が多いため、急 性期の身体疾患(リストカット、薬過剰服用等)治療後、早期に精 神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	済生館	該当者がいる場合、速やかに関係医療機関を紹介 する。	8- (3)			
措置人院者の退院後支援	重篤な自傷や自殺企図を行った方の生活や社会的な背景には課題 が多く、思い悩んだ末に自殺を試みている。 自殺企図者の多岐に渡った課題を対話の中で整理しながら、保候 形と連携しなから地域での支援者に繋いだり、福祉制度の情報提供 など相談や支援を通じて精神症状の再燃防止、自殺リスクの軽減を 図る。			8- (3)			
身体的治療を伴う自殺企図者の救急患 者精神科継続支援	自殺企図を行った方の生活や社会的な背景には課題が多く、一人 思い悩んでいることが多い。 自殺の危険団子などを抽出し、自殺の危険度をアセスメントしな がら多岐にかたる課題を整理し、課題解決に向けたブランニングを 行う。解決に導くための情報提供や社会資温の導入・調整を行いな がら、生活の不安軽減、精神症状の再燃を予防しながら自殺リスク の軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 (山形大学医学師附属病院所属)		8- (3)			
(6) 遺された家族等への支援							
取組	内 容	関係課・関係機関	令和6年度の実施計画	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号			
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないよう、遺族と接する場合に おいて必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署		9- (3)			
自死遺族支援事業	自死遺族に対し、個別相談、集い(分かち合い)の場を開催、また必要な情報提供を行う。	山形県精神保健福祉センター		9-(1)			

自殺対策に係る発展計画における主要事業としての取組(案)について

令和6年3月に策定した「いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)」における重点施策である「地域におけるネットワークの強化」、「市民への啓発と周知、相談支援の充実」、「児童生徒への心の教育等の推進」に関する事業を「こころの健康推進事業」とし、発展計画における主要事業として実施していくことで、山形市民の心の健康増進を図り、自殺予防を促進する。

1 こころの健康推進事業(案)

(1) 多機関連携による情報共有システムの検討

① 事業内容

令和7年度に実施予定のケース記録のDX化の動向を踏まえながら、既に同様のシステム構築を行っている他自治体や他部署の取組を参考に情報共有システムの導入に向けた調査研究を行う。

② 事業の効果

警察や村山保健所、山形市社会福祉協議会などの多機関で連携する仕組みを構築することで、各対象者に対して重層的に対応することが可能になる。

③ 令和6年度の取組

- ・多機関情報共有化の取組に関する調査研究
- ・ケース記録のDX化(別事業として実施)

(2) 自殺対策SNS等相談の推進

① 事業内容

ア 自殺対策SNS等相談(生きづらびっと)を活用したつなぎ支援

相談窓口(生きづらびっと)を積極的に周知するとともに、より自殺リスクの高い方に対し専用アカウントが記載されたカードを配布する。また、自殺関連の専門機関であるNPO法人自殺対策推進センターライフリンク(令和5年3月連携協定締結)が実施するSNS相談中で必要時につなぎ支援を実施する。

イ ライフリンクと連携した相談窓口のあり方に関する共同研究 ライフリンクと連携し、相談サービスの更なる充実を目指し共同で調査研究を行う。

② 事業の効果

子ども・若者世代が気軽に利用しやすい相談窓口の整備、相談支援の充実が図られる。

③ 令和6年度の取組

- ・相談窓口の周知啓発の拡大
- ・関係機関との連携強化

(3) 児童生徒のSOSの出し方教育の実施

① 事業内容

希望校調査を実施し、実施校を選定。外部講師、健康増進課保健師、精神保健福祉士が出前 授業を実施する。

② 事業の効果

児童生徒が心理的危機的状況下において、誰にどのように助けを求めればよいのかを学び、 相談機関や相談する等の援助希求行動をとれるようにする。

③ 令和6年度の取組

小学校11校、中学校5校で実施予定(うち1回は小中学校合同授業)。

			R6(当初)	R7	R8	R9	R10	R11
成果指標	指標名:		児童生徒のSOSの出し方教育の実施回数(回)					
	アウトプット (市の活動成果)	目標値	15	18	18	18	18	18
		実績値						
	指標名:		自殺死亡率の減少(人口10万人対)					
	アウトカム (市民生活への効果)	目標値	12.2以下	11.9以下	11.7以下	11.7以下	11.7以下	11.7以下
		実績値						

2 精神保健業務におけるDX化推進事業(案)

(1) 事業内容

現在、精神保健台帳や相談支援記録を紙媒体により管理しているが、年々対象者が増加している。システム導入を行い、精神保健業務のDX化を図ることで、事案等が発生した際、当該事案に迅速に対応するとともに、関係機関との連携が速やかに図られる。

(2) 事業の効果

- ①速やかな情報連携
- ②業務の効率化
- ③コスト削減効果

(3) 令和6年度の取組

令和7年度からのシステム導入に向け体制を構築する。